

多摩川中・下流部における大縮尺地図  
表現による古代景観の復元的研究

2003年

大石 堪山

日本開発研究所代表

# 目 次

I. はじめに .....	1
II. 研究の目的 .....	2
III. 条里制遺構 .....	5
1. 条里制とは何か .....	5
(1) 条里制の起源 .....	6
(2) 条里の土地割 .....	8
(3) 条里の基準点と境界 .....	10
IV. 先行研究 .....	12
1. 東国の条里制遺構研究 .....	12
2. 関東地方の条里制遺構研究 .....	12
3. 多摩川流域の条里制遺構研究 .....	13
V. 条里遺構の復元方法と条里復元図の作成 .....	14
1. 資料としての地図類 .....	15
(1) ベースマップとしての大縮尺地図 .....	15
(2) 基本資料としての地籍図 .....	16
① 地籍図の種類 .....	17
② 地租改正絵図 .....	18
③ 土地宝典 .....	19
(3) その他の地図類 .....	20
2. 空中写真 .....	20
(1) 多摩川流域の空中写真 .....	21
① 旧大日本帝国陸軍撮影空中写真 .....	21
② 米軍撮影空中写真 .....	21
(2) その他の多摩川流域の空中写真 .....	22
3. 条里制遺構の復元方法と条里復元図の作成 .....	22
(1) 条里制遺構の復元方法 .....	22
(2) 条里制遺構復元図の作成 .....	22
VI. 考 察 .....	23
VII. あとがき .....	26
VIII. 引用・参照文献一覧 .....	28

## I、はじめに

この研究は東京都と神奈川県境界を流れる多摩川流域の古代の景観の1つを復元しようというものである。すなわち古代の景観の典型的なもの1つとしての条里制に関する研究である。その研究対象地域はいちおう多摩川の中・下流域と定めてあるが、鶴見川流域の中・下流部、目黒川、叡川などの中・下流域も対象としている。多摩川や鶴見川の上流部に条里制が施行されなかったかといえば、そんなことはなく、各所に散見されるところがかつての筆者の現地検分で判明している。しかしそれらはいずれも支流の一部であったり、多摩川本流であっても崖下の一部に限られる。(もともと条里制施行時には多摩川の沖積地全体に広がっていたものと著者は考えているが、多摩川の洪水や河道の変遷によって破壊され、その痕跡が現存していないと考えられる。)

本来ならば多摩川全流域について条里制の復元を試みたいし、試みるのが当然と筆者も考える。しかし定められた短期間に、全流域についてあらためて検分するにはあまりにも面積が広大すぎて個人の力の限界をこえている。

実際に仕事をまとめるのは、定められた期間のなかでおこなわれるのであるが、この研究のために筆者はすでに学生時代に関心をもちはじめて過去40年にわたって、ぼちぼちと現地検分、資料所在の探求を続けてきたのである。しかし40年前に存在していた景観は現在ではまったく影も形もなくなり、40年前当時の様子を復元することすら困難な場所が多い。それはあまりにも景観変化の度合と規模が大きいためである。筆者が学生であったころ、多摩川の中・下流部高津区や中原区には大規模な工場が点在する以外、まだ広大な水田地域や畑作地域がひろがり、明治初期に作成された地祖改正絵図当時の姿をそのまま示しているところが多かった。

しかし、高度経済成長時代を経るや大都市東京の都市化の波はこの地域にもおしよせ、この地域の景観の変貌は著しく、現在では、水田はほぼ潰滅したとって過言ではない。

現地を歩いての現地検分と旧家に保存されていたいくつかの地祖改正絵図についても、当時はまだコピー機などという便利なものは実現していなかったし、大学の研究室にはそのハシリともいべき原始的なコピー機なるものはあるにはあったが、複製を作るのがかなりむずかしく、ガラス面にぴったりと密着しないものは複製がぼけてうまくいかなかった。まして拡大・縮小などということはまったく不可能であったのである。したがってカメラを使うのが複写の一方であったが、今のような一眼レフ機などというものはなく、筆者の父のライカ版のカメラを借りてとったものである。カラーフィルムはまだ高価で、働きながら昼夜開講制の大学に通っている貧乏学生としては白黒フィルムに頼るしか方法がなかった。もちろんスケールを入れて撮影したが、色の区別がなかなかむずかしかった。

第2の方法としては、トレーシングペーパーにトレースする方法であるが、もとより地祖改正図は縮尺600分の1で、どんなにがんばっても一日で写しとれる範囲はごく狭い地域のものでしかなかった。

## II、研究の目的

多摩川中・下流部の沖積平野はほぼ都市化されてしまっているが、かつては広大な水田地域であった。

この水田地域の開発の起源は定かではないが、古代の条里制施行が2・3の研究者によって指摘されている。しかし、それらはいずれも単に「溝の口付近」というような指摘のみであった。これらの指摘についてはいずれも概観的なもので、具体的な構造的な研究ではなく、システムの研究はおこなわれてはいない。また、近年における多摩川流域のおもな市町村史誌などにおいても条里制遺構はほとんど触れられていない。条里制の分布についてはもちろん明らかにされてはいないが、柴田孝夫によってはじめて100万分の1程度のしかも関東地方全体の地図表現がおこなわれたに過ぎない。これは具体的な研究から機能されたものではなく、イメージ的な分布表現に過ぎなかった。このことは当然のなりゆきであって、個々の地域の条里制施行の分布範囲が明らかにならなければ、関東地方全体の条里制施行の分布範囲も明確にはならないからである。

多摩川中・下流域の条里制遺構地域の範囲や構造を明らかにすること自体が、今まで何人によっても試みられてこなかった。残念なことに多摩川流域について「条里制」に関する、たとえば「坪付け」などの記されている古文書は管見に入っている限りいまのところまったく存在しない。「条里制」に関する古文書の全く存在しない地域の条里に関する歴史については、文献史学派にとってはアプローチのほとんど不可能に近いものであったのかもしれない。加えて、多摩川や鶴見川の流域は左右両岸で行政地域が数多くに細分されているから、研究のための資料を収集するのに多大の時間と労力および費用を要することもこの地域の研究を遂行させずらくしてきた一因なのかもしれない。

このように、多摩川流域では全体として条里制遺構の具体的な範囲や構造などのシステムの研究が全くおこなわれてこなかったために、多摩川流域の古代開発については誤った記述がおこなわれてきたか、あるいは故意に無視されるかであった。その最たるものは大著『多摩川誌』（多摩川誌編集委員会編（1986））ではないであろうか。すなわち、多摩川流域においては近世におけるまで大規模な開発は行われなかったとしているからである。しかもさらに困ったことにはこのような立派な大著に書かれていることはその後ひとりあるきをするに甚だしく、「多摩川流域においては近世になって小泉次太夫がはじめて大規模な開発を手がけた」、というようになってそれがいわば常識となってしまっているのである。

この研究では、第一に、上述のような誤りや無視を是正するために条里制遺構の分布範囲と構造を明確にすること、第二に条里制遺構を大縮尺地図の上に復元することである。

第一のものは、第二の研究目的と密接に関連するものではあるが、条里制遺構の全体の分布の範囲が示されるとともにその中心部分と周辺部分の構造が明らかにされる。そして現在の地表面上に残存している条里制遺構の跡——それらは主に水路や道路の一部が主たるものになるが、大字・小字の境界などにも残されている場合がある——を明確に示すことである。また、現在の地表面にはすでに失われてしまっているが、数少ない資料ではあるが管見に触れた限りでの資料の上には条里制遺構の跡が認められるというものも示そうというものである。もちろんいずれの場合も資料の有無に左右される。とくに後者の場合は大規模な耕地整理作業が行われたり、あるいは激しい都市化のために耕地整理ばかりでなく、区画整理事業が行われて、元の地割ばかりか道路や水路なども完全に失われたため、たとい資料が発見された場合にあっても条里制遺構の復元がまったく不可能な場合もある。

第二のものは今後の遺跡の発掘調査とそれら遺跡の保存のための資料を提供したいがためである。と

というのは鶴見川を含む多摩川流域の沖積地域はほとんど全面都市化されているので、これから先将来にわたって田畑の圃場整備事業などによる全面発掘調査はもちろん大規模な発掘調査それ自体は望むべくもない。否むしろ発掘調査がおこなわれるとすれば建物の改築時がその中心とならざるを得ない。そして、今までの各地方自治体教育委員会社会教育課による埋蔵文化財の発掘調査の経過をたどると、極めて遺憾なことといわゆる多摩丘陵といわれている台地とその斜面に限定されてしまっている。沖積低地はよほどのことがない限り発掘調査の対象にはなっていないのである。なぜなら、「文化財保護法」などによる、開発による事前発掘調査がおこなわれるのは、すでに作成されている埋蔵文化財の「散布地」に限られている。なお、この場合の「散布」というのは、大抵の場合「土器片」にすぎない。したがって、多摩川流域の場合、「散布地」の大部分は台地又は丘陵上に集中し、沖積地には河川の自然堤防上に数えるほど見られる以外まったく存在しないといってよい。また、残念なことには川崎市をはじめ多摩川流域の各自治体は「条里制遺構」が文化財であるという認識に乏しいのもその一因かもしれない。他の地域の場合、地表に「条里制遺構」らしきものが過去の文献などに指摘されている場合、その発掘調査報告書には積極的に「〇〇条里遺跡発掘調査報告書」と銘うったものが多い。

大縮尺地図上における条里復元図は、条里制遺構の中心部分と周辺部分との構造とともに条里制遺構以外のこの地域の確認・未確認（推定）の埋蔵文化財の所在の有無との関連によって、これから先たびたび行われるであろう建物の改築や道路あるいは水路などの拡幅や改修時に、発掘調査をするべきか否かを決定するための重要な判断の材料を提供することにある。全面都市化されてしまった多摩川流域の沖積平野では建物の改築や道路の改修といってもその規模は小規模にならざるを得ない。したがって、これから将来にわたっての発掘調査の規模も小規模にならざるを得ない。であるならば、それぞれの建物などの改修時にその場所を発掘調査するべきかどうかの判断をするのに周辺地域の状況との関連をも網羅された大縮尺地図によって表現された「遺跡地図」がどうしても必要になってくるはずである。大縮尺の「条里機構」地図はこの要望を満たすものであることが望ましいのである。

さもないと多摩川中・下流部の沖積平野においては「埋蔵文化財」無しとして、今までと同じように将来にわたっても「条里制遺構」の発掘調査は行われず永遠に葬られたまま、重要な歴史の一面が明らかにされないという恐れを著者は感じるのである。東京都などにおける都市化の円熟化した地域において建物改築などの機会に小規模な発掘調査が行われて非常に重要な歴史的発見がなされ、いままでの歴史が書き換えられたこともたびたび耳にすることである。一例をあげるならば、近年における東京都北区における豊島郡衙や東京都大田区における古代における東海道道路跡などである。**個々の発掘は小規模であっても、同一地域の事例が増大すればその地域の全体像をある程度確定づけることは可能であると期待しているのである。**

ここでいう大縮尺の地図とは2,500分の1から5,000分の1の地図を想定しているのであるが、この研究では5,000分の1で作成することとしたい。というのは2,500分の1では一般に地図一枚あたりの大きさがA0版かB1版であるものが多く、扱いに非常に不便を感じる。しかしながら5,000分の1の地図は現在一般には2,500分の1をそのまま縮小したものであり、地図内部の情報そのものは2,500分の1の地図とまったく変わらないし、地図一枚あたりの大きさがA2あるいはB2程度の大きさであるので、机上においても野外においても扱いやすい。また印刷原図を作成する上でも利点が多い。印刷された完成図の利用上でも扱いやすいであろう。そしてまた、このことは今日の激しい耕地景観の変容ばかりでなく、都市景観のなかでも激しい変化を遂げている時、後世の学問研究にも支障をきたさないように必要な資料を残すことが急務となっているからでもある（服部英雄（1986））。先に述べたように、

それぞれの研究者が収集した資料も 5,000 分の 1 程度の大縮尺の地図上に集積しておくのでなければ、後の研究者が追思考を実行しようとしても不可能になってしまうからである。

筆者も今までの各種研究の過程において、先行研究者の業績に対して疑問を感じても、その研究者と同様の方法で追思考をしようとしてもなかなか困難な場合が多かった。というのは、如何なる資料をいかなる方法で処理したかということがなかなか把握できなかつたからである。とくに、何という資料を使ったかということがわかりにくかつたためにほとんど追思考ができなかつたのである。この点の反省にもとずいて、この研究では、使用した資料を全部詳細に記しておいたので本文において地図作成の方法や資料の処理の方法とともにほぼ完全に追思考できるようにできる限り配慮をはかつたつもりである。とくに多摩川流域のように行政区画が多様に分かれており、また都市化によって条里制施行当時の景観をほとんど残していない地域については資料の収集も非常に困難になっているからである。

将来多摩川流域について条里制を明らかにするべき資料と調査を新たに始めようとしてもおそらく大きな困難に遭遇するであろうことは想像にかたくない。筆者の長年にわたって収集した資料、これを国会図書館や地元図書館など数ヶ所の図書館に、他の資料、書籍とともに寄贈すべく交渉したけれどもいずれも量やスペースの問題あるいはリスト作成など困難が伴い不可能なことであった。

### Ⅲ、条里制遺構

条里制遺構——条里地割の遺構——についてはこれまで先学の数多くの研究がある。地理学関係だけを概観してみても、関連論文は相当な数にのぼる。単行本では分厚いものも何冊か出版されている。たとえば、渡辺久雄（1986）や水野時二（1971）、あるいは落合重信（1967）、最近では金田章裕（1985、1993）の総合的な諸研究があり、また、わが国各地の条里制遺構の具体的な研究についての単行本も、個々の地域研究の論文の増大に伴ってそれらを集大成したのものとして近年相次いで刊行されている（巻末の〈引用・参照文献一覧〉にその一部を掲げてある）。加えて、近年考古学の分野では地域開発に伴う事前発掘調査の件数が急増し、地理学分野ではほとんどアプローチのなかった地下の状態についての、部分的ではあるがかなり詳細な報告がなされるようになった。

ここではこれらの膨大な諸論文を条里制の研究史として集大成する余裕はない。多かれ少なかれそれらの諸研究は文献で目録として、あるいは条里制研究者の著書の中にまとめられているから、それらを参照すればよいであろう。以前にも何度か書いたことがあるけれども、むしろそれらの成果に依拠しつつそれらを引用しながら、研究対象地域の条里制遺構を理解するために必要な条里制について一般的な概要をここにまとめておくことにしよう（大石堪山（1982, 1984））。また、もちろん諸先学の著書には詳細な説明がおこなわれているものもあるので詳しくはそちらに譲り、ここではこの論考を理解していただくために必要な範囲で説明を加えておきたい。ただ、つけ加えておきたいことは考古学の分野については上に触れたように、各地において「条里遺跡」としての発掘が行われ、いまでも詳細な調査報告が発刊されている。これらの成果については全体としてまとめて論評されたものは今のところ管見には入っていない。それらの中には新しい知見も出されているので、とくにいわゆる東国関係の地域については管見に触れる限り取り上げておきたいと考える。将来の多摩川流域における条里制遺構の研究にとってもまたそれら遺跡の発掘調査を行うにおいても参考にすべき諸事項が多いと考えるからである。

#### 1、条里制とは何か

条里制というのは、古代日本の土地制度の一つであり、また、その実施に伴っておこなわれた耕地整理区画の方式をも言う。ただし、条里制の土地システムが新規の開拓によって生じたものか、既存の田地の整理によって生み出されたものかは疑問のあるところであって、確立されたものではない。しかし、日本列島において稲作が開始されたのが縄文時代にまでさかのぼり得て、古墳時代において巨大な墳墓を造成するような余剰生産力を生み出すだけの広大な田地がすでに開発されていたことは何人も否定するものはいないであろう。このような既存の田地を班田収授に適合するように再編して組み入れないということは考えられないから、今日で言う耕地整理に当たるものが当時行われたとわたしは考えているのである。もちろん条里制施行時において新規に開拓が行われた地域もあるであろうが、全体から見ればその比率は微々たるものではないだろうか。古代専制主義の時代であったからこそかえってそのような大規模なシステムの変更がいつも簡単に行われたと考えられる。古墳時代の墳墓の集中しているあるいはそれらに取り込まれているような沖積平野の古い水田地域において実際には河川ですら方格状の座標に沿って曲げられている場合が少なからず見受けられるのを考慮すれば、これは明らかに耕地整理の結果であると私は考えている。

## (1) 条里制の起源

多摩川流域については、弥生時代以降古墳時代の遺跡も多く、古墳時代には巨大な前方後円墳が出現し、重要な遺跡が出現してきている。もちろん未発見ではあるが、古代の重要な遺跡の存在を予想させる、あるいは断片的ではあるが地名を含めた歴史的記録も散見される。このような地域であるからこそ土地割りを具体的に見てみると条里制的土地割りの「坪」の内部の土地割りが実に様々なものがあるのに気が付かざるを得ない。この地域に古墳時代に水田が存在したであろうことは否定できないので条里制の起源もまた重要になってくるのである。

農耕地の区画制度が中国の殷と周の時代における「井田法」に由来し、「均田法」に継承され、それがわが国に輸入されて「斑田収授法」になったといわれ(曾我部静雄(1966))、それが条里制のもとになったと言われているが、この起源については大化以前説と大化以後説があり、決定はされていないし、前者はさらに二説に分けられるという(西岡虎之助ほか(1957))。「井田法」については研究目的に直接関わりが少ないので、ここでは触れるつもりはない。ただ、土地の分配方法やその時期についての規則、土地単位の大きさの基準や測り方、あるいは「助」「徹」「貢」「賦」など租税法との関連での、土地を井字形に画して分配・経営するシステムなど「井田法」については加藤繁( )「支那古田制の研究」(加藤繁編 p. 511-690 所収)に詳しい。

さらに言及を加えるならば、研究対象地域の中に「井田」という地名が残存していることから井田という地名の遺名がこの中国の「井田法」とまったく無関係なものではなく、何らかの関連があるものではないかという疑問ももっているのである。

「井田」の地名は、平安末期の文書にみえるし、井田という豪族の存在もこの地名に由来する。また井田の大字の範囲内に周辺と異なった土地割、井型を示す9坪分があたかも野中に独立して存在しているのも、井田法との関連を連想させる。

しかしながら、これに関しては、導入したという文献が残されているわけではないし、何らかの明確な証拠があるわけでもない。またわが国の他の地域で井田法の明確な導入を跡づける研究事例があるわけでもないから、これ以上追求しても意味をなさないであろう。従って、指摘にとどめて将来の研究課題としたい。

条里制の起源の大化前代説の一方は坂本太郎で、その著『大化改新の研究』(坂本太郎(1989))で、大化改新以前には条里制が実施されていたとする。その理由は二つあって、一つは、大化・大宝の間においては、しばしば田積の改訂があったにも拘わらず、「歩」の単位にとどまって段・町においては変更がなかった。このことは大化前代よりの段・町の地積を実際に変更することが困難であったこと。二つには、大化改新の当時は行政区画としての「里制」が定められ、改新はこの里の方に熱心であったので、大化前代からの条里制という土地区画の方はそのまま放任したらしいこと、である。

大化以前説の他の主張は竹内理三である(竹内理三(1950, 1957a, b, 1959))。すなわち、竹内理三は坂本太郎や森本六爾の説を踏まえた上、条里制の痕跡を古文書に求めて奈良時代にさかのぼり、長地型地割が大化以前に施行され、大化以降に半折型地割が施行されたとしている。この理由としては中世荘園においては長地型が基本的であり、半折型は田地より畑地に多いこと。中国の田制に見える畝は1歩×240歩の長地型に近いから大化前代に長地型条里が施行されたこと。また、古墳時代にカラスキが普

及したため耕作の便宜上長地型地割が成立したこと。さらに、長地型地割は屯倉のおかれた地方に多いこと、などである。

これに対して、条里制の起源を大化改新以後とするのは田村吉永を嚆矢（1951, 1962）とする。創立年代の明確な寺院の伽藍配置と条里線（坪や道路など）との関係から条里制の起源を追求している。すなわち、天武天皇8年（679）創立の本薬師寺の場合は条里線と一致し、すでに創建当時この地に条里の施行があったとしてよいとしている。しかし、現在の法隆寺以前にあったとされる若草伽藍の発掘調査からその伽藍配置が条里制と一致せず、約20度も偏していることから、条里制施行の年代を大化改新以降であるとするのである。また、大化前代の「代」の遺制とする長地型先行説にも異論をとらえている。

条里制の起源を史料で見る限り次のようになっている。すなわち、『日本書紀』孝徳天皇大化二年（646）正月の条に、改新の詔を発し、「初めて戸籍・計帳・班田収授法を造れ」とあり、さらに「五十戸を里と為し、里ごとに里長を一人おけ。＜中略＞田は長さ三十歩、広さ十二歩を段と為し、十段を町とせよ。」とし、条里制の基本となる田の単位を示している。

又、『令義解』（823）の「田令」には「凡そ口分田を給わんことは男に二段、女は三分の一を減ぜよ。五年以下には給わざ。其の地に寛狭あらば郷土の法によれ易田は倍して給へ。給ひ訖りなば、具に町段及四至を録せ。凡そ田は六年に一たび班へ。神田、寺田は此の限に在らず。若し身死したるを以て田を退すべくんば、前年に至らん毎に、とあり、班田収授法については明確である。しかし地積については上の史料ではっきりしてはいても、条里制の施行については何の規定もないのである。

条里制に関する記事が文献に登場するのは鎌倉時代の中頃に其の原型が成立したといわれている『拾芥抄』（正しくは『拾芥略要』）を待たねばならなかった。この編纂者は洞院実照とも洞院公賢ともいわれているが、一種の百科便覧である（高柳公寿・竹内理三編（1977））。

この書の条里制に関する記述は中篇の田籍部第25に、「凡そ田方六尺を以て一步と為す。（注略）卅六歩を一段頭と為す。（注略）一段を一町頭と為す。十段を一町積と為す。（注略）と述べ、一步、一段、一町等の田積の基準を示している。方六尺が一步であること、注には「代」の田積を示しその関係を説明する。すなわち、七十二歩を十代と為す。百四十四歩を廿代と為す。二百十六歩を卅代と為す。二百八十八歩を四十代とし、五十代を一段と為す。」とあり、一段の田積が五十代に相当することを述べ、代が古法田積であることを暗示している。これを要するに、七十二歩が十代と為すわけであるから五十代は360歩である。このように条里制という360歩1段制は、決して条里制によって初めて生じた田積ではなく、代の田積から引き継がれてきたものである（水野時二（19\*\*））。\*は法隆寺伽藍\*\*\*\*資財帳にはこの代の田積と町段歩制との関係を知る史料\*ある。それによる計算結果は1代が7.2歩に相当することを示している。大化以後の360歩1段制と、250歩1段制の変遷を史料に基づいて作表した。その表の解釈は歴史学者で見解の相違がある。360歩1段制はその実施時期については簡単に決められないとし、しかもこの360歩1段制が条里制の田積であるから、その系譜が決められない以上は条里制の起源についても大きな影響を持つとしている。

ついで条里の関係は、卅六町を一里と為す。卅六里を条と為す。

条は北より起こりて、南に行き、卅六条を限る。里は西より起こりて、東へ行き、卅六里を限る。町は良に始まり乾に終わる。但し已上は国の例に随うべし（水野時二（1971））。

阡陌（東西をもって縦として阡といい、南北をもって横として陌という）は水を湛えて畔ができ、田中の堺には培（盛り土）がある。条里の起点は国ごとの例による。長さ卅歩、広さ一二歩を一段とする。

これを要するに条里制の起源をめぐる問題は、土地割としての条里が、すでに大化以前に存在していたものが大化以後に判\*化されたと考えてよいのである。しかし、条里型土地割がいつまで遡りえるかについては結論づけられてはいない。

『拾芥抄』の内容で注意すべきは三点である。その第一は町段歩という地積単位のほかに、当時まだ「代」という地積単位が残存しており、それとの換算が示されていること。第二点は条里地割において一町四方の区画が六つずつ並び $6 \times 6 = 36$ 町で条里の一里を構成していたこと。また条里呼称の進行方向が国ごとに異なっていたことである。第三点は条里区画の経緯線が阡陌と呼ばれており、それに沿って畦畔、水路が存在していた事実である。

第一点では、大化前代の地積法であった「代」の単位が中世まで残っていること。第二点は里程と地積に関する用語の混乱と、条里制に関する用語の不統一から来る混乱があること。第三点は条里制と条里区画をどの様に扱うかは条里制の起源の問題を含んだ大問題である。『日本書紀』成務天皇の条に「阡陌によって村郷を定める」とあるので、七世紀頃にはすでに阡陌の文字が使われていたことになり、これが区画の役目をなしていたことにもなる。ここから、阡陌という言葉は条里制によってもたらされたものではなく、先行する土地区画に対する普通名詞であったものが、条里制施行により、条里区画の固有名詞のもとに、「代」などの地積単位と同様、埋没した後、律令制の崩壊で固有名詞の条里呼称が消えたとき、再び中世史料の中に、その姿を現したものであろうとしている。土地区画にとってより本質的なものといえるこの阡陌は図上に描かれた経緯線に相当し、具体的には道路であったり、水路であったと考えられる。あるいは阡陌とは現実の道路であり、阡陌に囲まれた一坪内の区画の境界に水路が用いられたり、盛り土が利用されることを示していると考えられる。しかし、実際の条里遺跡ではこの第三の問題は必ずしも当てはまらず、今後の問題だとしている（渡辺久雄（1968））。

## （2）条里の土地割り

条里の土地割りを具体的に見てみよう。

図1に見られるように、ある地域の土地について一辺の長さ六町（約654メートル）四方を里として、これを郡単位に、東西に一里、二里・・・、南北に一条、二条・・・と連ねて区画する。ただし、上に述べた『拾芥抄』の「国ごとの統一は必ずしも達成されてはいないし、郡の中でさえ幾つかに分かれているのが各地の事例研究で明らかになっている。

里は各辺を一町ごとに六等分し、坪と呼ばれる36の区画に分ける。そして隅から一坪、二坪と数える。例外もあるけれども一の坪から六の坪へ進む方向が条の方向。それが次の七の坪へ進む方向が里の方向である。坪の数字の並び方には図1には「千鳥式」しか掲げてはいないけれども、このほかに七坪以降が一六坪と同一方向に並ぶ「並行式」のものがあり、都合二種類がある。後者は近江や北陸に見られるが、一般的にはほとんどが「千鳥式」である。二つの型があるのは地域性なのか、時代性なのか

は今のところ不明であると落合重信（1967）は述べている。

坪は一辺約 109 メートルの方格で、その四周を水路や道路、畦畔で仕切られている。この方格は面積一町（10 段＝約 1.2 ヘクタール）で、さらにこの内部を 10 等分することで面積 1 段（360 歩＝約 12 アール）の水田区画が生まれ、これらが連続した基盤目状の区画は非常に規則的な土地割りを示している。

さらに坪の中は一辺 60 間×6 間の区画か、30 間×12 間の区画に分割された。前者を「長地型」、後者を「半折型」地割と呼んでいる。大化改新の詔（646 年）以後班田収授法が実施されたが、条里地割はそれを遂行するのに極めて便利になっている。条里制は班田収授法の実施と密接な関係を持つと考えられることから、制度としての条里制の実施は確実視されている（渡辺久雄（1968））。しかし、筆者もすでに 20 年ほど前に著した論文で指摘したことをくりかえすことになるが（大石堪山（1982））、すでに述べたように『日本書紀』孝徳天皇大化二年正月の条に「はじめて戸籍・計帳・班田収授之法を造れ」とあり、さらに、同白雉三年正月の条に「正月より是の月に至るまでに班田すること既に訖りぬ」（坂本太郎他校注（1967））とある。したがって各地の条里地割の遺構から制度としての条里制の存在は確実ではあっても、班田収授の実施はもちろん条里制施行の正確な年代は必ずしも明確ではない。また、全国一律に実施されたかどうかも明らかではない。しかし、畿内、瀬戸内を中心に各地には格子状の座標とともに数字を冠した条里地名も残っている。

「長地型」の地割には南北の割目で南北に細長く区切る地割と東西の割目で東西に細長く区切る地割とが行われたが、「半折型」南北型のみで東西型を示す資料が見あたらないとしている。しかもこの「半折型」は畑地の地割に顕著に認められるとしている（竹内理三（1957））。なお「半折型」を古くは「半破」と称していたこともあった。

また、田積の単位としての「段」は、前述したように大化以前には「代」が使われていたようである（竹内理三（1957））。「町」は大化新制において 500 代の正方形の田積を示していた。「町」の元々の意味は他を区分する畔または渠である。条里制における里と里、坪と坪の境目が路または溝によって区切られていることから、一町歩正方形をなす坪が畔や渠で区切られている。このような田間の畔または渠を「マチ」と呼び、「町」の字を充てたが、わが国では、この町の囲む 1 区画が丁度 10 段・500 代であったので大化新制に田地一枚の地籍を表すのに「段」を用いたと同様に、町の 1 区画を示す単位として「町」を採用したと考えられるとしている（竹内理三（1957））。

最近の金田章裕の研究（1985, 1993a）によれば、班田収授法との関わりをもって考えられてきた条里制という土地制度にとらわれるのをやめて、条里地割と条里呼称法の両者あるいはその組み合わせからなる土地システムという現実的実体を「条里プラン」と呼ぶことを提唱している。つまり条里地割、条里呼称法と班田収授の制度とは本来別物であったというのである。なおここでいう条里呼称法というのは上に述べた条・里・坪の区画によって極めて規則的な土地表示システムが構築されていることをいう。これは以下の理由によっている。というのは、班田収授は最初の実施が 652（白雉 3）年で、692（持統 6）年には 6 年ごとに班田を行う 6 年一班のシステムが開始されていた。しかしながら、条里呼称法による土地表示の具体例は今のところ 743（天平 15）年の山背国久世郡弘福寺領の例が初見とされ、天

平 14 年頃からその編成が進んだものとされている。したがって班田収授は 40 年ないし 50 年以上の間、条里呼称法なしで実施されていたことになり、班田収授と条里呼称法は、本来別々の起源と目的をもっていたことになるからである。しかし、後者の文献ではそれ以外のものが失われたことも十分考えられるので、必ずしもそのようなことは確実には成立しないと筆者は考える。

条里呼称法を用いて条里プランが完成する契機となったものは墾田の急増と密接な関係があったとする考えを示している。それは新しい墾田が従前の口分田ではないことと、班田の際に前のものと混同しないようにしなければならないし、またそのような手続きのためにどうしても条里プランのようなものが必要であったのである。ちなみに 723 (養老 7) 年には三世一身法が、743 (天平 15) 年に墾田永年私財法が施行された。これによって私有地あるいは実質的な私有地の墾田が急増したことが知られている。

### (3) 条里の基準点と境界

また、「条」と「里」の起点はふつうは郡界に来るのであるが、山地の多い場合、山麓の平地から数えられることも少なくないという (落合重信 (1967))。それでは条里の基準点をどのように定めたのであろうか。

条里に関係した考古学的遺物は境界石、あるいは条里地割の規準石があるという (丸茂武重 (1957) 「村の考古学—歴史時代」西岡虎之助ほか監修『郷土研究講座 2、村落』p.128-160 所収)。これによれば条里実施の規準点として自然石があり、従来近江国と阿波国の二例が知られている。前者では坂田郡常喜町の東北隅に自然石があり、これを「じょうり石」または「常喜石」と称し、この石より北を北坂田郡、南を南坂田郡とし、また、九条と十条との境界であるとも伝えられている。

また、吉野川上流の三好郡三庄村中庄に「じょうろ石」(条里石)がある。この村は山間ではあるが、平地であり三庄村役場所蔵の文政六年十月の地籍図には 61 町の格子状の区画が記録され、三反地、九反地の地名のほか大坪・ヒノキ坪・坊いち・坪志などの坪に関する呼称が多い。「じょうろ石」は中庄の八幡神社の上、約 1 町の地点にあって、3メートル×1メートル×1メートルの自然石で、該地の地割はこの自然石を中心としたといわれている。二例とも写真が添えられているが、何の変哲もない石であり、石の表面に線刻とか溝などの人工的な加工が施されているかどうかは写真からは判断できないし、また、上の論文にはそれに関する記述もない。いずれにしても条里線を実際の地表に施すには何らかの基準点を設けなければならないのは言うまでもないことである。しかし、他の地域でもこのような事例が発見され、間違いなく条里の区画のための規準になったことが証明される必要があろう。

ところが最近になって、尺度に関する画期的な研究が出された。それはかつて条里制における尺度とされた「高麗尺」がじつはその存在がほぼ否定されたことである (新井宏 (1992))。「高麗尺」も新井宏によれば正しくは「高句麗尺」と呼ばれるべきであるとされ、言われてみればもっともなことである。しかしここでは正しい「高句麗尺」を使わず、いままでの学界の慣例に従って「高麗尺」をそのまま使用しておく。それはひとえに各先学研究者の論文を引用参照する際に混乱を生じることになる、というただその一点における理由からである。

したがって、ここでは新井宏のこの画期的研究によって条里制を再検討するだけの余裕はないので研究のあることだけを紹介して、読者それぞれの今後の検討のための材料を指摘しておくにとどめておきたい。

## IV、先行研究

### 1、東国の条里制遺構研究

ここでは条里制遺構そのものについてのその所在についての諸研究について振り返ってみたい。東国というのは、古代においては一般に三関つまり越前の国の愛発の関（都が山城に移ってからは変わって近江の国の逢坂の関）、美濃の国の不破の関および伊勢の国の鈴鹿の関以東の諸国をいうのであるが、伊勢の国、美濃の国および越前の国などは畿内以外ではむしろ条里制遺構の濃密に存在しているいわば本場とも言える地域であろう。

ここではもちろん必要な限りでそれらの地域についても言及することがあるけれども、どちらかという後の三関、すなわち碓井、足柄および箱根の関以東の諸国、とくに現在の東北地方についてのそれについて一瞥したい。

というのは前述のように、関東地方についてさえかつて条里制の施行は疑問視されていたのであるから、当時の中央から見て関東よりはさらに遠国である東北地方の条里制遺構についてその状況が明らかになれば、その結果として関東地方の条里制遺構の状況が必然的に浮き上がってくると考えられるからである。

東北地方の条里研究の嚆矢は深谷正秋であろう。関東地方と同様、\*に陸地\*\*\*地形図を利用して、「陸前仙台平野には仙台市南\*泉に<sup>ニケ</sup>\*西、二ノ坪、三ノ坪などの地名が残され、東西の方向に並んだ道路が認められる。更に北里川郡吉岡町附近にも見られる」（深谷正秋（1936））と指摘している。また同論文では出羽国の村山平野、飽海郡の市条村での分布も指摘している。

### 2、関東地方の条里制遺構研究

関東地方にはかつて条里制の施行すらも疑われていたが（三友国五郎（1959））、現在では広範な地域に実施されていたことが判っている。

古代に施行された地割が日本全国に広範囲にわたってその形態ばかりでなく、今日の農業経営の中にその機能さえ受け継がれていることは驚嘆に値すると述べている（桑原公徳（1963））。また、条里地割が施行後千有余年を経てなお今日に生命をとどめている事実はその施行技術が優れたものであった、と同時に土地に記された刻印の持続性の強さに感嘆すると述べている。しかし、この条里地割の持続性の強さをもってしても部分的にはいろいろな原因によって地割そのものの消滅や変形がある。氾濫による攪乱、浸食による削剥や変形、堆積や沈下による埋没ないし水没、耕地整理や都市化に伴う消滅などがその主な要因であるとしている。条里地割が度重なる氾濫によって攪乱された例は条里遺構の残存している地域であれば至る所で見られる。とくに、関東平野中央部のような広大な平野のしかも大河川が集中しているような地域では条里地割の変形や消滅が著しい。これらの形態は空中写真によれば非常に明瞭な形で認識することが出来る。しかしそのような条里地割の変形について学問的に研究されたものは意外に少ない。柴田孝夫は埼玉県熊谷地方の荒川扇状地における条里地割の変形について積極的に追求し、論考を発表している（1959）。長\*\*\*（1988）「乙訓郡\*\*\*師の条里制遺構」「条里制研究4」によれば、京都府の旧長岡京城内において、8世紀における条里プランの坪にあたる区画線の施工と、\*\*\*による中斷・復旧、及びその内部の一筆耕地の畦畔が復旧のたびに位置が移動したことが実際に確認されているので「条里の変形」の研究には\*\*\*といえる。

関東造盆地運動と利根川などの堆積運動によって埋没し、元地表面にその地割の遺構を明確に確認できな

い地域もある（大石堪山(1982)(1983a)(1983b)）。

### 3、多摩川流域の条里制遺構研究

#### (1) 条里関連地名

多摩川流域で条里制に直接関係する地名としての「条」「里」および「坪」地名は「一の坪」の変形とみなされる「市の坪」以外にはまったく見いだすことが出来ないけれども、「坪」名の変形ではないかと推定されるものが二三散見される。

数詞が付いているという点では「三反田」「五反田」あるいは「八反田」などかなりの程度出現する。しかしながら、これらは条里関連地名とされてはいるけれども、条里制施行以後の後の時代に命名された一区画あるいは一筆の田積を示す地名であるかも知れず、その判別が困難である。

これとは別に、条里制施行時あるいはそれ以前に当たるかも知れないが、「マチ」の地名がかなり見られる。中世以降、町屋的集落の状況を示す地域につけられたもので「村」と「町」を区別するためにつけられた「町」との区別が現在の地図の上では困難であるが、古地図上あるいは通称地名としての呼称として、家が一軒もないような地域に見られるのである。この場合は明らかに「田の区画」を意味しているとして間違いはないであろう。

Ⅲで「町」のことについて触れたけれども、「町」は、大化新制において500代の正方形の田積を示すものであった。「町」のもともとの意味は他を区分する畔または渠である。すなわち田間の畔または渠を「マチ」と呼び、また、この「町」の囲む一区画が条里制における「坪」にも該当している。一般に土地の区画、とくに田地の区画を意味するのにこの「マチ」が使われたのである。したがって条里制における地名としては「条」「里」および「坪」のような直接関係する地名ではないけれども「マチ」も条里制が施行された一つの証拠としての地名と見なすことができるのである。

多摩川流域では現在の町名の「町」と条里制に由来する「マチ」とを近世以前の古地図、明治期の各種地籍図、各時代の地形図などによって検討を加え、どちらであるかの区別を慎重に判断しなければならない。近代に一面の田圃であるから過去に町屋がなかったとは、かならずしも言えないことは奈良盆地の飛鳥や平城宮あとをみるまでもないであろう。

## V、条里遺構の復元方法と条里復元図の作製

条里遺構の復元は古代景観の復元であり、また土地割の分析の一つでもある。平野の開発の状況を知るためには、一定の歴史時代における土地割とそれが現在に至る変化の跡を明らかにしなければならない。この場合、谷岡武雄（1963）は古地図・古記録類の検討、地名の解釈、遺物・遺跡の考古学的調査によって、直接に過去の時代に達する方法と、地形図・地籍図・空中写真の利用、現地調査等により現景観の分析から出発して、次第により古い時代へ遡及していく、間接的な方法の二つがあると主張している。これらの方法はそれぞれが独立して別々に扱われるものでもないし、どちらかを適用すればそれで満足というものでもない。二つの方法は相互に密接に関連して適用されるものであることは論を待たない。

ところで、条里区画の復元（桑原公德（1963）、谷岡武雄（1963））とは、史料・古地図などを利用し、現在残された条里地名、区画としての道路・水路を手がかりに、条里制施行当時の条里遺構を地域単位に復元、図示することを意味している（渡辺久雄（1968））。

一般に条里を復元する場合、現在の地割や関係地名を検出し、それを坪付文書と照合してはじめて完全とする。しかし、条里地割や数詞のつく条・里・坪地名が検出されれば関係文書がなくても、反対に関係の坪付文書があれば、例え現在条里遺構が不明確でも、条里施行の可能性を考えてよいわけである。また明治以降、都市化や耕地整理が行われたため、遺構や坪名の消滅した例が各地に見られるが、これなどは明治期の作成になる大字全図や切図が有力な資料となる。明治以前のこの種の地図は、多くが実測によるものだから、耕地の実状をよく示している。従って都市化地区や耕地整理地区であれば、その図は旧耕地の＜遺構の実測図＞と言えるのである（桑原公德（1963））。

わたくしの研究対象地域には上に述べた坪付文書はいまのところまったく発見されていない。したがって条里復元の「完全」を追求することは無理であろう。将来何かの機会に坪付文書が発見されないとは断言できないが、確率は極めて低いと言わねばならない。もちろん古代の田図など、作成されたであろうが現在には伝わっていない。また、関係文書がない上に条・里・坪地名は全地域で数えるほどしか発見されていない。いずれにしても東国は勿論のことであるが、この研究対象地域については古代の史料はもちろん中世の史料も数少なく、すでに知られているもの以外に利用可能性のあるものはほとんどないといっても過言ではない。なお、条里制に関する遺跡やたとえば条里の境界のための標石や荘園の四至を限るための「勝示石」のような遺物もまったく発見されていない。

したがって残された手段の一つは、近世史料と言うことになる。その場合、二つの側面での利用が考えられる。一つは、検地帳など土地に関する文書で、そこからは坪付地名の収集が可能であろう。二つには土地に関する文書との関係もあるが、村絵図類に記録されている内容である。しかしながら前者においては、地名の時代による変遷が激しいからそのまま利用できるかどうかはかなり疑問のあるところである。わたくしはかつて条里制遺構の残存性では中心地の一つである奈良盆地について「坪名」の残存率について計算をし、一枚の地図を作成したことがある（大石堪山（1984））。驚いたことに、当時の政治権力の中心地であり、しかも坪付文書も数多く残されている地域であるにも拘わらず、またあの整然とした方格地割が現在においても広い地域にわたって分布しているにも拘わらず、「残存率」が極めて低いということであった。奈良盆地全体での「坪名」残存率平均値はわずか3パーセントを示すに過ぎない。もちろん盆地の内部を見れば高低があることは当然であるが、総じて北半部に高く最高28パーセントを示す部分もある（図）。奈良盆地でさえこのように低い残存率であるから、他の地域につ

いては推して知るべしであろう。ましてや坪付文書もないような地域であれば、たとい近世文書から条里関連地名を探し得たとしてもそれを現地比定することがきわめて困難を伴うことは目に見えている。

後者の村絵図の場合、近世の村は今の大字に当たる範囲のもので狭い地域であるが、それだけに道路・用水・田畑などの分布（地方史研究協議会編（1955））を知ることではできるが、実測図でないので、概念的に知ることはできても、条里区画を正確に知ることは不可能である。

したがって条里区画をある程度正確に知ろうとすれば、明治期作成の大字全図や切図ということになる。これらも戦災や震災によってかなり失われてしまっているのである。しかし部分的にでもそれらが発見されればそれらを有力な手がかりとして全体を推し量ることがある程度可能になると考えるものである。あとは地表面に残されている水路や道路耕地区画の境界（畦畔も含む）などを現地調査を基にそれら大字全図や切図と照合していくことが重要になる。水路や道路は比較的その保存性が強いからである。ここでいう大字全図とか切図というのはいっばんに地籍図といわれているものであるが、さまざまな呼称があり、以下で少し詳しく見ることにするが、そのまえにこの研究の資料でもありまた結果の表示のためでもある大縮尺の地図について述べておきたい。

## 1、資料としての地図類

### (1) ベースマップとしての大縮尺地図

研究目的の項でも若干触れたが、この研究では条里制遺構を「大縮尺の地図表現」にすることを目的にしている。この目的にはすでに述べたように二つあって、一つは条里制遺構について精密な議論ができるようにすることのためにである。現存する道路や水路あるいはその他の「地物」が条里制の遺構そのものに由来しているものなのかどうかを示すためには最低 5,000 分の 1 程度の縮尺がないとむずかしいのである。いままでの条里制遺構の研究結果の公表においては、その分布の全体が示された地図のスケールはだいたい 5 万分の 1 ないし 10 万分の 1 の間に入るスケールであった。もちろん公表するときの掲載学術雑誌の大きさに左右されるからであることはいままでもない。近年 5,000 分の 1 以上のスケールで公表されたものがいくつか現れて（奈良県立橿原考古学研究所編（1981）、福井県史編さん委員会編（1992））その後の議論に多大の貢献をしたことはよく知られている。

二つには今後の発掘調査のための精密な、そして具体的な情報を提供したいがためである。というのはこの研究対象地域が、すでに全地域ほぼ都市化されつくしてしまっており、一元的な大規模発掘調査を望むことは不可能であり、発掘は個別・小規模にならざるを得ないことが予想される。その場合には小範囲の地区について遺跡の存在の有無を的確に判断しなければならないからである。地図上で個別の小さな開発予定地が遺跡とどのような関係にあるかということを実に判断するには 5,000 分の 1 程度の大縮尺の地図でなければならないであろう。しかしながら多摩川流域についてはいままで条里制遺構が残存している特別な地域であるという認識が各行政体にはほとんどなかったようであること、しかも埋蔵文化財については台地や丘陵にはほぼ限定されていて、沖積平野についてはすこぶる軽視されていたように思われるからである。

最新の地形図も印刷・公刊された瞬間から古くなってしまふ。ベースマップ上に各種データが表示された「主題図」は、それに使われたベースマップの地形図も新しく公刊されるたびに更新されるのが理想であるが、現実にはほとんどおこなわれない。したがって作成された主題図、ここでは条里復元図のことであるが、これから先更新されることは期待できないであろう。それでも一度作成されれば何かの

機会に見直されることが起こるかもしれない。そのためにも現時点で最新の地形図を使用しておくことに及くは無いと考えるものである。

次にベースマップについて二・三触れておきたい。多摩川流域全体について発行年、縮尺、地形図の大きさなどに関して統一的に得られるものは存在しない。というのは東京都、川崎市および横浜市がそれぞれ地形図を独自に発行しているからである。一般に各自治体の発行する地形図（白図ということが多い）は各自治体の領域の範囲のみ表現されて、隣接する自治体の部分は消されている場合が多いのであるが幸いにもこれら三自治体の場合は大都市ということもあって隣接部分もすべて消されてはいなかった。

- ①川崎市：川崎市は研究対象地域の範囲では最も広い面積をもっているが、5,000分の1の地形図が発行されている。
- ②東京都：東京都は全都2,500分の1の地形図しか発行されていない。但し、川崎市の地形図とは一枚の大きさが異なっている（川崎市の地形図の約1.25倍）。したがって川崎市との境界付近では図郭線がずれて重複するのを免れない。そこで川崎市の地形図を使用できるところはそのまま使い、重複している部分で川崎市のそれに不足する部分のみを東京都の地形図から取り出して一枚とした。その他の東京都の地形図は大きさの違うままそのまま一枚として使用した。東京都の地形図は全てあらかじめ縮小して5,000分の1の地形図に作成し直した。
- ③横浜市：東京都同様2,500分の1の地形図が発行されている。東京都の地形図と同様あらかじめ5,000分の1に縮小した。幸いにも川崎市の地形図と図郭線がずれて重複する部分はなく、一続きで使用できる。

使用された地形図のデータは第 表に示されているとおりである。

以上の作業を終えて、索引図を作成したものが第 図である。便宜上北西隅から一連番号を振っておいた。多摩川の中・下流域の沖積平野の部分を中心にその周辺の台地とその解析谷の一部を含む地形図を選定してある。従って周辺部分については選定された地形図の中の全部が研究対象地域となっていない場合もある。

## （2）基本資料としての地籍図

古代の条里制遺構の復元にあたって、その有力な手がかりとなるものはすでに述べたように明治前期に作成された地租改正地引絵図、すなわち「地籍図」あるいは「公図」と言われるものである。その理由は2つある。第1は地租改正事業は全国に亘って一応一定の規準に従って一律に行われたものであること。したがって、どの市町村にもそれらが存在しているはずのものであること。第二に、精粗はあるけれどもある程度近代的測量法に近い方法に則って作成された地図であること、である。

しかしながら、ここで明治初年、すなわち今からたかだか百数十年前に作成されたものが、1000年あるいはそれ以上以前の土地の状況を示しているのだろうかという疑問がわくであろう。地震もあつたり火山の噴火があれば降灰や泥流によって埋没したであろうし、河川の洪水があれば、土砂による埋没

や削剥もあったろう。また海岸平野であれば津波の被害による変化も無視できないであったろう。また、それらの天変地異は1回ではなく何回も何回も起こったであろうと。これらの天変地異の災害の他に人間自身による土地開発もあったであろうから、古代の土地開発を手本として中世以降に土地割をほどこしたら、それらと古代の土地割と区別することは困難ではないかと。

これらの疑問は当然もつともなことである。もちろん天変地異の災禍をうけたところは当然当時の土地の状況や地割をもとのまま残しはしないであろうことは想像にかたくない。しかし、天変地異はどんな場合でもある土地の広がり——平野なら、平野、扇状地なら扇状地全般にわたって一様に災禍を及ぼすものではないことも理解できる。河川洪水でも自然堤防を破って土砂があふれ出したとしても、それはごく一定の場所のみであって、その破堤場所から離れるに従って、土砂の影響は少なくなり、たんに水をかぶることになるだけである。薄い沈殿物は水が引けば元の土地の状況、土地割も簡単に復元が可能である。人間の思意によって境界が多少ずれたとしても全体としては古代の計画の跡は残るのである。もちろん河川がその河道を変えてしまえばその部分はもとの土地状況は復元が困難であることは当然であるし、またもとの河道と新しい河道との前後関係すら後の世では判定困難になることもある。

しかし、水田というものは水田にかんがいをしなければならないので何よりも水路というものが非常に重要である。もちろん排水路も重要であるが何よりも灌漑のための用水路が重要である。古代の条里制開発においては、この水路を条里制の土地区画に従って人為的に曲げてまで施行している。またその水路に沿って道を作って各水田圃場への人間の行来を確保したから、条里の土地割、とくに「条」「里」や「坪」の境目にはこれら水路や道路がその役割を果たしてもいたのである。したがって天変地異が起こっても、よほどの大規模なものでない限り、それらの水路や道路の復元はたんねんにおこなわれ、したがって土地割、すくなくとも「条」「里」「坪」の境はさほど変化なく元に復されて今日まで残ったのである。

また人間による土地開発や土地改変も、現代におけるような重機による大土木工事はおこなわれなかったし、あくまでも人力による小規模な土地改変しかおこなわれなかったからである。

#### ①地籍図の種類

地籍図、いわゆる「公図」は現在公的には二ヶ所にあって、一つは市町村役場に、他の一つは法務局（登記所）にある。いずれも土地台帳の附属地図として保管されているものである。それらはいずれも明治初期の地租改正地引絵図にその源がある。この地租改正地引絵図は明治初期の当時の「むら」の長である戸長ほか「むら」の役人が立ち会って測量を行い、その写しを最低一枚村に残したものである。もちろん必要に応じて村役人その他の人びとがその写しを採ったから、部分図を含めているいろいろな形の「写し」が当時の有力者であった旧家に残されているのが一般的である。これが私的に保存されているもう一つの地籍図である。公的に備置されているものは、税務上あるいは登記上分筆・合筆のたび毎に記入が行われるので、和紙で作成されていてもぼろぼろになり、何回も補訂されあるいは再生されてきた。また、耕地整理や区画整理、道路敷設、工業開発や都市計画などが完工すればまったく新しく書き換えられてきた。従って市町村役場や登記所にある現在の地籍図は明治初期に作成された地籍図の様相をまったく示していないものも多い。

市町村役場や登記所にある地籍図については一般的に新旧二種類ある。一つは明治初期の作成にかかるものあるいはその系譜にあるもの、他の一つは昭和26年に新しく制定された国土調査法に基づいて作成されたものである。前者が縮尺600分の1、後者が同500分の1が一般的である。もつともこの縮

尺では広い地域について各地籍図の相対的関係を把握しにくいから、仕事の都合上各地籍図をつないで一枚に纏めた地籍集成図を作成している場合もある。前者によって作成された場合それらの縮尺は1,200分の1から3,000分の1の間で600の倍数になるものが通常である。後者によって作成されたものは1,000分の1、2,500分の1など500の倍数になっているものが一般的であることはいうまでもない。

現在ではこれらの紙上に記載された地籍図はマイラー化されたものが多く、さらにはコンピューターに入力されつつある。マイラー化の作業は早いところでは昭和30年代に始まった。これらの作業に伴って従前からの地籍図はいわば不要のものとなり、市町村役場では廃棄処分されたものもある。法務局（登記所）では「旧公図」として保存されている場合が多いようであるが、特別に参考とする以外は使用されないし、原則として同一場所の公図が複数あることは許されないので、旧公図は「廃絶され」たものとされている。

第 図は佐藤甚次郎作成による、日本における地籍図いわゆる「公図」の作成とその系譜を示したものである。彼は同様の図を改訂を加えながら何枚か作成しているが（佐藤甚次郎（1982、1983a））、ここに掲げたものはそのうちの管見に入っている最も新しいものである（日本地理学会地籍図研究グループ・（財）地図情報センター編（1983））。これによれば、現法務局（登記所）に保管されているものは元は税務署で保管されていたもので、戦後になって法務局に移管されたものである。この地租改正地引絵図は明治6年7月の地租改正法の公布に伴って、同7年12月の地籍編製の通達により作成がはじまったのである。しかしながら佐藤甚次郎は別の論文で（佐藤甚次郎（1979））、「内務省は10年に全国の町村に一間1分（1/600）の地券図の調製を指令した」としており、図との間に時間的不一致があるようである。また、実際に、地租改正地引絵図は明治7年から作成されたものが沢山あり、上の「地券図」との違いもはっきりしない。もっとも市川健夫によれば（市川健夫（1982））、1889（明治22）の町村制施行後作図された地租改正地引絵図とは別種の地籍図があるという。しかし両者の差違については管見に入っていない。

それはともかく、これらの「公図」は日々土地の異動によって書き換えられ、常に現況を示すようになっているのが原則であった。したがって、これらの「公図」は明治以降の急速な近代化による土地の分筆による細分化の結果が加えられてしまっているもので、古い時代、すなわち明治時代前期の土地の区画、地割りが判然としにくい。この研究の目的のためには出来る限り明治前期の地籍図にさかのぼるのが最も良いのである。もちろん明治時代以前にも土地の分筆が行われなかったわけではないが、分筆は明治期以降のような頻度の高さもないし、近代における耕地整理事業のような大規模な土地改変も非常に少なかったと考えて良いであろうから、明治前期までは現地表面において古代における土地の「地割」状況が継続的に維持されてきたと考えられるのである。この場合、洪水など自然環境の変遷による土地改変によっても「地割」が変化を来すことがあるのは言うまでもない。

## ②地租改正絵図

すでに述べたように、各市町村役場および各法務局に保存または備置されている旧地籍図は縮尺600分の1であり、新しい地籍図は500分の1の縮尺である。条里の復元については精度の点で劣るとしても前者の旧地籍図の方が一般的にみても当時の土地状況の復元についてその有用性が高い。私のこの研究についてはとくに重要で有用性が高い。新地籍図はもちろん参考にはなるものである。

以上の旧地籍図は明治期前期の地租改正法に伴って作成された我が国最初の全国統一大規模な地図

作成事業の結果であった。

各市町村役場や法務局に保存又は備置されている旧地籍図は、全て、小字ごとの地籍図といってよい。もちろん、小字の範囲が広域にわたる場合は、さらにそれらをいくつか分割して地籍図を作成している。利用の便を優先したものであろうと想像されるのであるが、ある一定の大きさ以上にはなっていないようである。

しかし、これとは別に、それぞれの旧「むら」の旧家には同様の旧地籍図の写しが保存されていることがある。もちろん、それらは分筆や合筆などの境界変更などはほとんど記入されていないから、測量結果を表示した明治前期当時のままの状態を示しているので、大変、見やすいし、その後の土地改変とくに大規模な圃場整備や都市開発・工業団地開発以前の状態を知ることも可能である。

さらに旧家には、小字ごとの旧地籍図をはり合わせた旧大字いわゆる旧「むら」全体を示す地籍図が保存されていることもある。縮尺は 600 分の 1 のままであるから、ものすごく大きなものであり、60 畳、100 ㎡を越えるようなものもある。普通の家では広げることさえ不可能なものである。したがって博物館や資料館に寄贈されている場合も多い。これらはもちろん以下のような文言と、地租改正絵図作成に携わったむらのおもだちの名前と黒印が押されているのが一般的であるから、本来は全村一枚の大絵図として作成されたものかもしれない。

地籍図については古今書院から発行されている「地理」という雑誌に 2 度にわたって「地理」編集部（1980, 1983）による特集が組まれていて、その歴史や特長、利用にあたっての具体的事例による利用法、また保存について数人の執筆者による論文が収録されている。

また後に大羅陽一による研究（1987, 1989）があり、地籍図の集成編集図である「土地宝典」についての労作がある。これについては後述することにする（V-1（2）③参照）。

### ③土地宝典

「土地宝典」というのは 1 つの名称であって、この他にも様々な呼称がある。作成した個人または会社、時代によっても呼称を異にしている。しかし、いずれも町村役場ないしはその前身の戸長役場や法務局（登記所）や、その前身の各府県税務署など公の機関に備置されていた地籍図（地租改正（地引）絵図）と、土地台帳に基づいて作成されたものである。もちろん明治初期に作成された地租改正絵図を縮小して一町村ごとにまとめたものが圧倒的多数を占めていることは当然であるが、土地改良が行われたり、土地区画整理事業その他の同様事業が実施された場所についてはこれらの事業の確定図を基に作成されている。それ故にこれら事業以前の状態を示す地租改正絵図が失われてしまえば、事業以前の土地の状態は知る由もないことは明白である。公的事務でも、私的目的でも、土地の状況を把握するためには最新のものが必要であって、許議でもない限り、古い地租改正（地引）絵図は不要なものとして廃棄される可能性が非常に高かった。事実、そうして失われたものも多い。

「土地宝典」については大羅陽一（1989）の『東京都の地籍台帳・地籍地図』の解題としての労作があり、非常に詳細な解説がおこなわれている。したがって詳細はそれに譲るとして、土地宝典に関する大羅陽一の可能とする定義を掲げておこう。「土地宝典とはおおよそ登記所および市町村役場備置の地籍図（土地台帳附属地図）と土地台帳とを合体させ、縮小した数枚の切図に一筆毎に地番・地積・地図、あるいは地価・等級・所有者名・住所などの項目を記載した大縮尺の編集図」である。そして大羅陽一の実見したものでいまのところ最古のものは「土地宝典」の名称そのものはないが、明治 10 年（1877）伊藤勇編集・発行の相模国高座郡新澤驛・神奈川縣下第十八大區一小區『一村字限地圖』

であるという。しかし、これが「土地宝典」の起源に結びつくか否かは判然としないし、「土地宝典」の語源についても明確にし得ないという。ただ大羅陽一の実見したもので、明治39年(1906)、南中舎発行の『土地宝典横浜全図』が最も古いもので、以後この名称が顕在化し、とくに昭和30年以降のものについては1-2例を除けば出版社・発行地域に関係なく「土地宝典」という名称が一般的であるという。

ところで、私がこの研究のために蔵のあるような旧家をたずねて、開口一番「土地宝典」お持ちでしょうかと尋ねた場合、「ありません」という答が返ってくることも結構多かった。ここであきらめてしまえば、それでおしまいであるが上述したように土地宝典というのは1名称であって他にさまざまな名称があるのである。そこで次々にそれらの名称を口に出し、あるいは土地1筆ごとの境界の入った図面はお持ちでないでしょうかと尋ねると「ああそれならありますとか」一村ごとではないけれども小字ごとのいわゆるもっとも古い地租改正絵図をみせられることもたびたびあったのである。

今、それらの名称を明治・大正・昭和と時代ごとに示せば表のごとくである。

### (3) その他の地図類

## 2、空中写真

空中写真はその撮影時点でそのときの地表景観をフィルムまたは印画紙の上に記録しているものである。空中写真とは空中の一点から撮影したものである(西村隆二(1977))。通常航空機から撮影されるので、航空写真とも呼ばれている。観光用、報道用に斜めから撮影したものもこれに含まれるけれども、ここでは測量用空中写真のことをいう。測量用航空カメラでほぼ水平に撮影されたものをいい、一つの撮影コースの隣り合う撮影されたフィルムのコマ同士は約60パーセントずつ(最低50パーセント)重複しているもの、コース間の重複度も30パーセント以上あるものを指す(尾崎幸男(1959))。

谷岡武雄(1963)によれば上に述べた地籍図や地形図とともに空中写真も景観復元の間接的方法のための有力な資料であるという。すなわちこれらは過去のいわば死んだ痕跡とは違って、現在に生きている景観そのものである。これら現景観の中から、過去の特定の時代に形成された諸要素を析出し、それらの前後関係を明らかにした後、景観発達の跡を辿ることができる。この場合大事なことは、現景観中に生きる歴史的構成要素は長い歴史的時間の中で何回かの変容を受けてきたということである。ここで問題にしようとしている古代の歴史的構成要素——条里もそのひとつ——はその変形・変質の度合いが極めて大きいということである。このことの故に現景観から直接過去の時代——ここでは古代に到達することは不可能であるからゆえに、間接的復元法とみなしている。そして間接的復元法の中でも人間の眼に訴える強い力をもつ点で空中写真に及ぶものはなく、とくに土地割研究にあたって大きい利用価値を持っている、と述べている。

ところで空中写真の歴史は新しい。1839年フランスのダゲールによる写真の発明によって可能になったのであるが、もちろん航空機の発達によって実現するようになったので(尾崎幸男(1959))、その実用性は20世紀に入ってからである。日本の場合は第一次世界大戦後研究が始まり1937-8年頃から本格的になった(高崎正義(1966))。したがって19世紀以前の古い時代の空中写真はもともとないのは当然である。

谷岡武雄（1963）はまた空中写真には自ずから限界のあることも指摘している。それは特に近年における都市近郊地帯の急速な都市化と農村地帯の耕地整理事業の結果古いタイプの土地割りは次第に消滅しつつある。したがって現在の激しい変化の状態をそのまま写した空中写真と比較的古い景観を表現している地籍図とを比べた場合、後者の方が歴史的要素の析出に有利なのは言うまでもない、と述べている。そして山科盆地について1948年3月撮影の空中写真と地籍図（盆地内の部分によって明治20年代から昭和29年までの作成年代が異なる）によって条里型土地割りの分布を調べた結果を示している。それによれば、地籍図作成の年代の方が空中写真撮影の年代よりも新しいにも拘わらず、空中写真による作業に当たっては、条里型か否かを決定するのが困難である場合があるとしている。

しかしながら、このことに十分注意しながらでも地籍図の古いものがない地域についてはそれを補う一つの手段としてできうる限り古い時代に撮影された空中写真を補助的に使用することが考えられる。多摩川流域については旧大日本帝国陸軍撮影のものと米軍撮影の空中写真がある。これら二種類の空中写真について簡単に触れておこう。

## （1）多摩川流域の空中写真

### ①旧大日本帝国陸軍撮影空中写真

多摩川流域において最初に撮影された空中写真は、旧大日本帝国陸軍の撮影になる昭和17年頃のものである。しかしこの写真は当時のカメラの性能、航空機の発達段階などがまだまだ低かったため、現在のものに比べればレンズの歪みや収差が大きいものであり、レンズの解像力も小さい。しかも撮影された写真のフィルムには高度（差）計、水準器、カメラの焦点距離の表示がないばかりか撮影年月日すら記録されていないのである。これらの写真は当時でも測量用空中写真としては使用に耐えられないものであったであろう。したがって写真フィルムからスケールを指定してたとえば二倍引き伸ばし写真を作成してもらうことなどができない。密着写真はスケール1万分の1である。

しかし、そうは言っても、そこに撮影されている地上の景観は戦前の記録であるから戦後の激しい都市化以前の土地の状況とくに耕地の状況を外観的に把握することは可能であろう。この論文の目的である条里以降の分布を追求することにおいて、第二次世界大戦によって古い地籍図が失われ、戦前から戦後早くにかけて土地区画整理事業や戦後復興事業その他の都市開発などが行われた地域については、その有効性があるであろう。

これら写真のデータは第 表に示されている。本来は写真一枚一枚についてデータを併記すべきであろうが、それはあまりにも繁雑になるので、ここではコースごとにまとめて示すことにする。他の空中写真についても同様であることをあらかじめ銘記しておきたい。

### ②米軍撮影空中写真

旧大日本帝国陸軍撮影の空中写真に次いで古い空中写真は、米軍撮影のもので、三種類ある。第一に、米軍は第二次世界大戦の時本格的空襲の前に必ずといってよいほど、一機で飛来し写真を撮っていったB-29のものがあるが（高橋正義（1966））、公表されていないようである。第二にこれとは別に戦後1946～48年にかけて日本全域を撮影したものがある。スケールは約4万分の1である。全国どこでも必要などが全て入手可能であるが、スケールが小さすぎてこの研究の目的のためには適当でない。5,000～10,000分の1に引き伸ばすにはあまりに費用がかかりすぎる。さらに第三には第二と同様の期間に

鉄道沿線や主要平野部分を撮影した空中写真で、スケールは約1万分の1のものがある。

この研究の目的のためには第三のものが適当であり、これを二倍に引き伸ばしたものを利用することにした。しかし残念ながら部分的に写真のない地域があった。これらの写真に関するデータは第 表に集録されているとおりである。

#### (2) その他の多摩川流域の空中写真

戦後日本の復興が本格的に進むにつれて、当初は米軍撮影の空中写真が利用されてきた、しかし、国内の開発、

### 3、条里制遺構の復元方法と条里復元図の作製

#### (1) 条里制遺構の復元方法

#### (2) 条里制遺構復元図の作成

## VI、考察

### 1、

以上によって、多摩川流域において大規模な開発が行われたのは、『多摩川誌』(19) が述べているように近世に入ってはじめて行われたのではなくすでに古代において行われていたということが理解できるであろう。すなわち大化改新前後の条里制開拓がそれである。否もっと大胆に言えば、白山古墳の所在とその副葬品の三角縁神獣鏡の同範鏡の存在、また発掘調査が行われていないので副葬品の内容は不明であるが、白山古墳よりはるかに巨大な亀甲山古墳とその周辺のいくつかの大古墳をもあわせ考えれば、これだけの古墳を築造できる余剰生産力を持っている地域がそれ相応の田地を抱えていなければならないことになる。大化以前の「代地割」の存在の可能性が非常に高いと考えられるから、この地域の水田の大規模な組織的開発は相当古く奈良時代以前に遡ることも想定されてくるのである。

多摩川流域の、旧橋樹郡においては、現在のどこに当たるかは必ずしも比定ができてはいないが、「御宅(美也介)」、「県守(安加多毛利)」(以上『和名類聚抄』)、あるいは「稲置」と関連のあるものかどうかははっきり判らないけれども、荘園名としての「稲毛」の地名が記録としてあり、以上の三つが揃って存在する。

千田稔(1991)は、アガタ地名が方格地割の地域と関係を持つということ、つまりアガタがミヤケと同様阡陌の施行の契機の一つとなったとみられ、それを管掌したのが稲置ではないか、つまり「稲置」の「アガタ」とのつながりが強いようである、といくつかの事例を掲げて推論している。また、「ミヤケ」との関連も考察し、大化以前に成立したミヤケを経済体としてみれば、大和や近江にみられるような統一的な条里地割が施行される以前の先駆形態として、方格地割が存在したと推定されることの可能性は高いとみられる、と非常に慎重ではあるが示唆に富む指摘を行っている。

いっぽう、上田正昭((1959)「国県制の実態とその本質」『日本古代国家成立史の研究』)のいう、アガタが三世紀後半より五世紀にかけての地方組織であり、古墳の副葬品である鍔形石や三角縁神獣鏡の同範鏡の分布と一致するという興味ある指摘がある。川崎市幸区の夢見が崎の台地状には、いまはすでに失われてしまっているが、かつて長さ 87 メートルの白山古墳があった。この古墳からは三角縁神獣鏡が出土しており、これは山口県の竹島古墳や京都府の椿井大塚古墳と同範鏡である。

いっぽう条里以前の地割として「代」があり、それは弥生時代あるいは古墳時代の埋没水田遺跡の発掘調査報告書にしばしば記載されている水田の形態との類似性が極めて高いといえよう。現に、旧橋樹郡では図 1 に示されているように、高津区の末永周辺では、条里制の方格状の地割の中にきちんと収まっているが、一筆一筆の地割そのものは条里制以前の地割ではないかと考えさせる形態を持っている地域がある。千田稔の指摘と極めてよく合致することも無視できない。

### 2、

そして「条里制遺構」の検出はその基本資料として「地籍図」が重要な役割を持っているということも行政関係ではあまりよく認識されてはいないのである。戦後始まった国土調査法の地籍調査による 500 分の 1 の地籍図作成に伴って、明治時代作成の地籍図、いわゆる「旧公図」が廃棄処分になったり

して失われている場合も多いのである。「地籍図」いわゆる「旧公図」が文化財であるという認識もあまりないのは残念なことである（大石堪山（1985））。

このことは考えてみるまでもなく、やむを得ないことかも知れない。というのは今までこの研究対象地域においては条里制の遺構があるともないとも明確にされては来なかったし、あるとしても明確な科学的根拠を持って「何処そこにあり」と示されてこなかったからである。したがってまた発掘調査の指針となっている埋蔵文化財地図などに「条里制遺構」の記載がまったくないのである。

しかしながら、考えるまでもなく多摩川中・下流地域は、この地域の古代史を明らかにすることのためには非常に重要な遺跡や遺物を大量に保存している可能性を秘めているのである。たとえば武蔵野国の国府は現在の武蔵府中市の大国魂神社を中心とする地域に存在していたことは明らかになっている。また、武蔵野国の橘樹郡郡衙の所在は未だ明らかになってはいないが旧橘樹郡のどこかに存在していたであろうことは疑い得ないことである。武蔵野国都筑郡の郡衙はすでにその所在が明らかになっているので、これらの郡衙と国府を結ぶ道路の存在が推定される。さらにこれもその所在が未だ明らかではないが、橘樹郡郡衙の近隣であったであろう古代の官道の駅であった「小高駅」もあった。この「小高駅」から多摩川の沖積地を横切り、多摩川を渡り同じ武蔵野国荏原郡の郡衙の近くにあったと推定される「大井駅」と結ばれていたことは確実である。したがってこの古代官道は間違いなく条里制遺構地域のど真ん中を横切っているのである。全国の発掘調査の結果から国府や郡衙の所在地には、それらが沖積地に近い場合は比較的船運の便が発達していたことが報告されている。台地の上にあったとしても掘割によって「外港」的な施設を持っていたことが報告されているものもある。ましてこの研究対象地域は広大な条里制水田が発達していたとすればそれらの水田を灌漑するために水路網が縦横に巡らされていたと推定されるので郡衙や古代官道から打ち捨てられたものが相当量に達するはずである。しかも水路は地下水位が高いのでたとえ木製のようなものであっても水分にたすけられて長期間の保存に堪えることができる。換言すれば、この地域の場合木簡のような遺物が大量に出土する可能性が極めて高いと言いうことが出来るのである。

東国においては一般に古代の記録文書の残存率は極端に低い。このことは当時東国は政治の中央からはるかに離れたところであり、記録文書は大量に作成されたであろうが、それらの大部分は中央に提出されたものであろうし、控えや写しももちろん残されたであろうが、その後の政治的不安定によって失われてしまったものであろう。

しかしながら、例えば条里制の「坪付け」がそれぞれの地域の全体について残存していなくても、律令制下の土地の売買文書などについていくらかでも残存していれば条里制遺構の復元にとって非常に助けになるであろう（仲森明正「日本律令制下の売買文書の特質」直木孝次郎先生古希記念会編（1988）p. 343-372 所収）。たとえば、東大寺の買得した道守村墾田など国司解に坪付けの一部が見られるように条里制の全体を推察するのに有効である（船尾好正（1988）「口分田班給の実態に関する初歩的考察」直木孝次郎先生古希記念会編（1988）p. 373-414 所収）。もっとも越前の国の東大寺の荘園は奈良時代中頃から数多く設定されたが、最近の研究によると、これら荘園の分布は既に開発されていた条里制地割りの発達した地域の縁辺部にしか設定できなかつた。したがって正倉院に保存されている糞置庄や道守庄などの開田図には条里制に基づく方格線が描かれてあり、また関連文書にも寺領の所在が条里呼称法に基づいて記載されているけれども、これらは必ずしも当時の現地の状況を示すものではなく、したがって絵図や文書の記載と、当時の現地のとははっきり区別して考えることが重要であるとしてきされ

ている(岸俊男(1985))。また、おなじ国司解でも口分田班給についての文書があればそれも大いに役に立つのであるが(船尾好正「口分田班給の実体に関する初歩的考察」直木孝次郎先生古希記念会編(1988) p. 373-414 所収)、残念ながら研究対象地域にはそのようなものはいままでのところ発見されていないのである。

ところで、畑地の条里制遺構については存在するか否かの問題は依然として解決されていないけれども、例えば、三河の国についての研究では東三河地方において畑地には条里制の施行された証拠をあげないと結論づけている研究事例もある(歌川学「東三河地方における条里制の遺構」弥永貞三・谷岡武雄編(1979) p. 182-222 所収)。しかしながら、たとい条里制が水田地域に施行されたとしても、施行後の自然環境あるいは人間側の事情によって変化を来したことは十分に考えられることであって、土地利用が畑地に変化してしまえば条里制の地割りを長年月に亘って維持していくことは一般には困難である。水田であれば一般に水路の維持・管理が重要になるので、洪水や戦争などによって耕地や集落の放棄などよほどのことがない限り、水利に規制されて条里制の地割りがさほど変化することなく維持されるのである。

『川崎市史』(1968)によれば、12世紀前半稲毛氏によってこの地域は撰閑家へ寄進され、「稲毛庄」として立券されたとされ、その四至は不明であるにもかかわらず、東は井田あたり、西は上作延あたり、南は野川・有馬、北は多摩川を境にしていたのではないかとしている。しかしながら、野川の地は、古社である野川神明社を中心として周辺に濃密に分布する神明社の存在を重視する三輪修三(1979)によれば、『神鳳鈔』に記載のある橋御厨である可能性を否定できないという。しかしこの橋御厨は巨大な田数を持っているけれども、他の文献にはまったく見えないというところから実態が不明で、稲毛庄か橋御厨あるいは今日では全く失われた第三の荘園を仮定するか、現状では早急な結論は無理であるとしている。と同時に注意せねばならないことは、上に四至が不明であったが、野川の地がいずれかの荘園に属していたとしても、その南側に十三本塚とか十三本台あるいは十三塚の地名が遺存しており、柳田国男の境界明確化説を敷衍する限り、段木一行が十三塚が荘園の領域を明示するものではないかとの仮説を提示されている(段木一行(1970))の注目に値する。もっとも『日本荘園データ 1』によれば、『神鳳鈔』の「橋」とあるものは御厨の号も庄号も付いてはいないし、田数も「大河土御厨」にかかるものであるとし、橋御厨は実在しないとしている(国立歴史民族博物館編(1995))。

## VII、あとがき

かれこれ半世紀前になるであろうか、東京都世田谷区の小田急線の経堂に住んでいたわたくしはじめて武蔵小杉から元住吉の辺りを歩いたのは、中学生かあるいは高校生の1-2年生のころであったろう。東京の銀座や江東区の一部に見られるような直線道路が直交している東京の中心街と同じような整然とした街並みを目の前にして、その時は、都市計画が行われていると道路割りが直線的になり、街の景観もいかにも整然としたものになるものだなあ、と感嘆したものであった。しかし、当時は中心商店街を一步脇にはいるとすぐさま田畑の景観が目立つような所であった。それから大学生になり、川崎市中原区に引っ越した。あちこち遠くにも出かけるようになり、地元もことあるごとに歩く機会が急速に増えたのである。この地区の碁盤目のような道路パターンが市街地のみのものではなく、その周辺の田畑の広がるいわば農村地域に到っても同様に続いていることに気がついた。そして当時の大学での自分の勉強結果からこの碁盤目のような道路パターンは都市計画以前に農村の耕地整理事業、あるいは土地基盤整理事業が既におこなわれていたところに街並みが拡大してきた結果なのではないかと思った。しかしながら、当時はまだ疑問に対する学問的専門的研究あるいは調査方法というものが自分の内面にしっかりと身に付いているわけではなかった。戦後の食糧難の時に北陸地方の一山村で土地を開墾し農業を経験したためか、農村や農業に漠然とした興味を持っていたので農業地理学を専攻しようと考えていたし、なかでも土地の農業的開発、農業的土地利用や適地適作など農業の地域的形成を専門に研究していきたいと考えて基礎的な勉強を続けていたのである。教養課程を終わり、大学の専門課程に進むに至って、「地理学特殊講義」を受講することになった。この講義は「歴史地理学」で、京都大学出身の非常勤講師が担当された。その内容は、当時東日本の各大学では非常に珍しい「地割り」つまり土地の区画についての講義であった。この講師が専門とする「条里制」の土地区画の遺構についての講義がその大部分を占めていた。この講義で「条里制」の遺構についての基本的な知識を与えられた。私自身は卒業研究を当初の農業地理学から離れることが出来ず、「土地利用の計測」を主に扱い、拙いながらも「台地の開発過程」ということに中心をおいてまとめた。大学院を経て大学教員に奉職してからは農業地理学から学的関心は拡大を続け、都市地理学や都市・農村関係論、必然の結果として「環境」にも大きな関心を持って、特に幅の広い学際的研究を進めていくことが出来た。他分野の研究者達との広い交流の仲で、歴史学や国語学・文学についての研究方法やその成果についても吸収することができ、のちの「条里制」遺構の研究に大変有効であったことはいうまでもないことである。

いっぽう上に述べた「地理学特殊講義」(歴史地理学)の非常勤講師は、その講義が「社会科」教職免許取得のための「歴史学」の単位と認められることもあって隔年講義でかなり続いたのである。この間この非常勤講師の講義のための配布資料の作成、講義のその他の準備のための「お世話係り」になったこともあって、この非常勤講師から親しく専門のご指導をいただくことが大いにできたのである。当時まだ高速道路もない頃午前三時あるいは四時に非常勤講師の車で出発、おにぎりを食べながらの運転で北関東の調査に赴いたものである。二人で歩いたところは教え切れないが、最近それらの場所を訪ねてみると、すっかり様相が変わってしまって、かつてのおもかげの全くなくなってしまった所も多くなった。しかし、不思議なことに、この非常勤講師は南関東については東京の一部、「したまち」を除いて決して足を運ぼうとはされなかった。私の住まいに近い多摩川流域についても「あるはずだ、調べてみて」とおっしゃるだけで、何度申し上げても足を運ぼうとはされないし、わたくしに対しても特にこうしろとも言われなかった。北関東に出かけるときも拙宅までわざわざ未だ暗いうちに車で迎えに来て

下さり、条里制遺構の真っただ中を抜けていくのだから何事かのコメントがあってもよさそうなものなのであるが一切言及されることはなかった。何故なのか未だにその真意は測りかねるけれども、この研究にたずさわってみて思い当たることはいくつかある。

一つは、ほとんど都市化されてしまって、農村景観がほとんど残っていないこと、そのために条里制本来の形態が把握しにくいこと、二つには、関東大震災と第二次世界大戦でほとんど壊滅的な打撃を受け、家屋はもちろんのことあらゆるものが消失してしまったこと、条里制遺構復元の基本資料である地積図いわゆる「公図」はあっても新しいものであって、地租改正時の古いものが見あたらないこと、第三に、都市計画道路が張り巡らされて、土地の改変が著しく、条里の阡陌線の判断がつきにくいこと、などである。

そうしたなかわたくしも自分の専門領域の研究を進めるかたわら、全国各地各地の現地調査のさいにもこの「条里制」遺構の研究のための資料をこつこつと集めていた。

## Ⅷ、引用・参照文献一覧（年代順）

単行本での分担執筆の場合は、本文中で論文の執筆者と論文名を記し、ここにはその単行本の編著者名と単行本の表題を掲げるとどめ、それらの分担執筆者名も論文名も再掲はしていない。

- 本居豊穎校訂（1903）『本居宣長全集第六、附録—本居春庭全集、本居太平全集、本居内遠全集、吉川半七』
- 加藤繁（1916）『支那經濟史考証』上巻、東洋文庫刊
- 綿貫勇彦（1933）『聚\*地租学』p. 中興\*
- 深谷正秋（1936）「条里の地理学的研究」『社会經濟史学』6-4、p. 66-90
- 竹内理三（1949）「中世莊園に於ける上代的遺制」『史学雑誌』58、
- 竹内理三（1950）「條里制の起源」『日本歴史』23、p. 2-11
- 田村吉永（1951）「条里制の問題」『日本歴史』41、p. 14-17
- 地方史研究協議会編（1952）『地方史研究必携』岩波全書 171、10、316p. 岩波書店
- 米倉二郎（1954）「条里制研究の回顧と展望」『人文地理』6-5
- 地方史研究協議会編（1955）『近世地方史研究入門』岩波全書 207、17、316p. 岩波書店
- 弥永貞三（1956）『奈良時代の貴族と農民』日本歴史新書、204p. 至文堂
- 藤岡謙二郎（1957）「国府研究における歴史地理学的課題について」『地理学評論』30-8、p. 633-652
- 米倉二郎（1957）「東亜における方格状地割りの展開」『地理学評論』30-7、p. 529-548
- 西岡虎之助・大場磐雄・大藤時彦・木内信蔵監修（1957）『郷土研究講座2、村落』292p. 角川書店
- 竹内理三（1957a）「条里制の起源」、竹内理三編『律令制と貴族政権 第一部 貴族政権成立の諸前提』お茶の水書房、p. 46-71 所収
- 竹内理三（1957b）「条里制の起源再論」、竹内理三編『律令制と貴族政権 第一部 貴族政権成立の諸前提』お茶の水書房、p. 72-84 所収
- 虎尾俊哉（1958）「班田制の実施に関する二・三の管見」『日本歴史』123、p. 22-31
- 落合長雄・落合重信（1958）「条里制起源の問題」『日本歴史』125、p. 83-93
- 三友国五郎（1959）「関東地方の条里」『埼玉大学紀要』社会科学編（歴史学・地理学）8、p. 1-22
- 村本達郎（1959）「関東平野西部の条里遺蹟—主として入西条里に就いて」『埼玉大学紀要』社会科学編（歴史学・地理学）8、p. 23-34
- 上田正昭（1959）『日本古代国家成立史の研究』p. 青木書店
- 尾崎幸男（1959）『写真測量』（測量実務叢書6）192p. 森北出版
- 渡辺久雄（1961）「条里制起源に関する一考察」『地理学評論』34-12、p. 631-649
- 田村吉永（1962）「条里制の起源について—大化前代の地割と条里制」『日本歴史』164、p. 9-12
- 国際興業株式会社・木本氏寿（1962）『航空写真測量の実際（改訂版）』53p. （社）日本測量協会
- 桑原公徳（1963）「条里遺構の面積を中心にしてみた古代の開発—河内国を例にとって」『歴史地理学紀要』5（考古地理学）p. 79-103
- 柳田国男（1963、初出は1910）「十三塚」『底本柳田国男集』第12巻、p. 473-484
- （1963、初出は1912）「塚と森の話」『底本柳田国男集』第12巻、p. 435-472
- （1913）「十三塚の分布及其伝説」『底本柳田国男集』第12巻、p. 485-493

- 柳田国男 (1963 初出は 1913) 「境に塚を築く風習」『底本柳田国男集』第 12 卷、p. 497-499
- 谷岡武雄 (1963) 『平野の地理—平野の発達と開発に関する比較歴史学方法論』 6、272p. 古今書院
- 竹内理三編 (1964) 『平安遺文』古文書編第 9 卷、3、371-3、797p.
- 佐々木清治 (1965) 「荘園体制下における条里の研究——特に条里の型について」日本歴史地理研究会編『開発の歴史地理』歴史地理学紀要 7、p. 133-158
- 坂本太郎・岩永三郎・井上光貞・大野晋校注 (1965) 『日本書紀、下』日本古典文学大系 68、岩波書店、629p.
- 落合重信 (1965) 「大和の条里について」『日本歴史』209、p. 21-32
- 曾我部静雄 (1966) 「日中の律令に於ける寡妻妾及び妻妾の受田とその義務免除」『日本歴史』220、p. 13-21
- 高崎正義 (1966) 『空中写真の見方と使い方—空中写真の判読』 6、18、248p. (財) 全日本建築技術協会
- 渡辺久雄 (1967) 「猪名の条里」岡本静心編著『尼崎市史』第一卷、尼崎市役所、p. 248-260
- 渡辺久雄 (1967) 「川辺郡の条里」岡本静心編著『尼崎市史』第一卷、尼崎市役所、p. 260-271
- 宝月圭吾先生還暦記念会編 (1967) 『日本社会経済史研究』 1、12、614p. 吉川弘文館
- 戸田芳美 (1967) 『日本領主制成立史の研究』 406、27p. 岩波書店
- 落合重信 (1967) 『条里制』日本歴史叢書 17、7、262p. 吉川弘文館
- 渡辺久雄 (1968) 『条里制の研究歴史地理学的考察』創元学術双書、487、30p. 創元社
- 
- 段木一行 (1970) 「十三塚の歴史学的一考察——平尾十三塚の場合」『三浦古文化』 13、p. 76-84
- 古島敏雄 (1970) 『郷土史研究講座』 2、11、315、5p. 朝倉書店
- 水野時二 (1971) 『条里制の歴史地理学的研究』 850p. 大明堂
- 埼玉県教育委員会・埼玉県遺跡調査会編 (1971) 『熊谷市東別府条里遺跡発掘調査報告書』 埼玉県遺跡調査会報告第 12 集、12p.
- 高柳光寿・竹内理三編 (1977) 『角川日本史辞典』第二版、1405p. 角川書店
- 西村蹊二 (1977) 『空中写真の手引き』 54p. (財) 日本地図センター
- 三輪修三 (1979) 「中世野川郷の「領家」と「地頭」」『川崎市文化財調査集録』 14、p. 8-22
- 
- 山形県教育委員会編・発行 (1979) 『山辺条里遺構発掘調査報告書』 31p. 、図版 31p.
- 佐藤甚次郎 (1979) 「日本における地図の呼称とその変遷」『新地理』、p. 11-31
- 弥永貞三・谷岡武雄 (1979) 『伊勢湾岸地域の古代条里制』東京堂出版、319p.
- 黒板勝美・国史大系編修会編 (1980) 『令集解』 526p. 吉川弘文館
- 神英雄 (1980) 「東北地方の条里に冠する一考察」『龍谷史壇』 78、p. 46-71
- 金田章裕 (1980) 「(歴史地理学への招待) 条里—そのイメージの再検討」『地域』 3、p. 83-89
- 弥永貞三 (1980) 『日本古代社会経済史研究』 24、533、18p. 岩波書店
- 地理編集部編 (1980) 特集「地籍図」『地理』 25-4
- 桑原公徳 (1980) 『地理』 25-4、p. 11-22

- 金田章裕 (1980) 『地理』 25-4、p. 77-88
- 地理編集部編 (1980) 「座談会 地籍図の保存をめぐる」 『地理』 25-4、p. 100-116
- 奈良県立橿原考古学研究所編 (1981) 『大和の国条里復元図——大和の国条里の総合的研究 地図篇』 117p. 財団法人由良大和古代文化研究基金発行、
- 横山由清 (1981) 『日本田制史』 14, 7, 3, 364p. 五月書房、初版は1926年大岡山書店。原本は横山由清の筆者本である「食貨誌略」及び「田制私考」他七編を幸田成友による編集本である。
- 市川健夫 (1982) 「地籍図と地名研究」 『新地理』 30-2、p. 19-22
- 佐藤甚次郎 (1982) 「明治前期の地籍図、その1 耕地絵図と壬申地券字引絵図」 『歴史地理学』 116、p. 1-29
- 大石堪山 (1982) 「関東地方における条里遺構の分布と地盤変動」 『多摩のあゆみ』 27、p. 72-81
- 大石堪山 (1983a) 「関東地方の条里遺構分布に関する二・三の疑問」 『東北地理』 35、p. 35-36
- 大石堪山 (1983b) 「関東地方中央部古利根川・荒川流域の地割について」 『日本地理学会予稿集』 23、p. 252-253
- 佐藤甚次郎 (1983a) 「明治前期の地籍図、その2 地籍編成事業で調整の地籍地図」 『新地理』 30-4、p. 1-16
- 佐藤甚次郎 (1983b) 「明治前期の地籍図\*\*の利用にあたって」 『新地理』 28-7、p. 7-16
- 地理編集部編 (1983) 「特集地籍図II—その利用と保存—」 『地理』 28-7
- 西川治 (1983) 『地理』 28-7、p. 54-65
- 古田悦造 (1983) 『地理』 28-7、p. 66-70
- 日本地理学会地籍図研究グループ・(財) 地図情報センター編 (1983) 『公図の源流を探る—「地籍図」の意義と保存』 8p. (財) 地図情報センター
- 大石堪山 (1984) 「地名改変の歴史／古代から近世まで」 『地名と風土』 創刊号、p. 54-63
- 長野市教育委員会・長野市遺跡調査会編・発行 (1984) 『石川条里的遺構(2)・上駒沢遺跡』 長野市埋蔵文化財第14集、40p. 図版22p.
- 茂田孝 (1984) 「神奈川県下の条里制—海老名耕地を中心として」 『地理紀要』 創刊号、p. 15-20
- 大石堪山 (1985) 「地籍図は文化財」 『地名と風土』 (日本地名研究所年報) 3、p. 4-5
- 浦和市遺跡調査会編・発行 (1985) 『大久保条里遺跡発掘調査報告書(第一次)』 浦和市遺跡調査会報告書第49集、56p.、図版17p.、口絵3p.、別図付録
- 金田章裕 (1985) 『条里と村落の歴史地理学的研究』 9, 509p. 大明堂
- 岸俊男 (1985) 「条里制に関する若干の提説」 『条里制研究』 創刊号、p. 4-12
- 高木勇夫 (1985) 『条里地域の自然環境』 268p. 古今書院
- 中田興吉 (1986) 「郷里制の施行と村落」 『歴史学研究』 550、p. 30-38
- 服部英雄 (1986) 「条里制地図作成の必要性について—特に通称地名の収集をめぐる—」 『条里制研究』 2、p. 9-38
- 桑原公徳 ( ) 『地籍図』 学生社
- 多摩川誌編集委員会編 (1986) 『多摩川誌』 本編、1992p. 財団法人河川環境管理財団
- (1986) 『多摩川誌』 別巻、統計・資料、299p. 財団法人河川環境管理財団
- (1986) 『多摩川誌』 別巻、写真・図集、175p. 財団法人河川環境管理財団
- (1986) 『多摩川誌』 別巻、年表、260p. 財団法人河川環境管理財団
- (1986) 『多摩川誌』 別巻、文献目録、350p. 財団法人河川環境管理財団

- 浦和市遺跡調査会編・発行（1987）『大久保条里遺跡発掘調査報告書（第二次）』浦和市遺跡調査会報告書第81集、38p.、図版19p.、口絵6p.
- 坂本太郎（1989）『大化改新の研究』坂本太郎著作集6、初出は（1938）同名の単行本で至文堂刊
- 直木孝次郎先生古希記念会編（1988）『古代史論集』塙書房、450p.
- 坂本太郎（1989）『大化改新』坂本太郎著作集6、18、407p. 吉川弘文館
- 長野市教育委員会編（1989）『石川条里遺跡（4）』長野市埋蔵文化財第34集、65p. 長野市埋蔵文化財センター
- 茨城県鹿島町教育委員会編・発行（1989）『鹿島湖岸北部条里遺跡—宮中条里遺跡、大船津地区』鹿島町の文化財第67集、93p.、図版17p.
- 都出比呂志（1989）『日本農耕社会の成立過程』497、14p. 岩波書店
- 大羅陽一（1989）『土地宝典（地籍地図）について—地籍台帳・地籍地図（東京）解題』43p. 柏書房、この解題は先行論文として大羅陽一（1987）「土地宝典の作成経緯とそのその資料的有効性」『歴史地理学』137 に掲載されたものの解稿である。
- 山形県・山形県教育委員会編（1990）『柳沢条里遺跡』第二次発掘調査報告書、28p.、図版8p.
- 浦和市遺跡調査会編・発行（1990）『大久保条里遺跡発掘調査報告書（第四次）』浦和市遺跡調査会報告書第132集、99p.、図版30p.、口絵7p.、別表3、別図2
- 茨城県鹿島町教育委員会編・発行（1990）『鉢形地区条里遺跡発掘調査報告書』嘉島町の文化財第66集、108p.
- （財）いわき市教育文化事業団編（1991）『戸田条里遺跡—水田跡の調査』いわき市埋蔵文化財調査報告 第29冊、192p.、図版50p.、福島県いわき農地事務所
- 千田稔（1991）『古代日本の歴史地理学的研究』433p. 岩波書店
- 長野市教育委員会編（1991）『塩崎遺跡群（6）石川条里遺跡（5）—消防塩崎分署地点』長野市埋蔵文化財第40集、18p. 長野市埋蔵文化財センター
- 新井宏（1992）『まぼろしの古代尺—高麗尺はなかった』231p. 吉川弘文館
- 長野市教育委員会編（1992）『石川条里遺跡（6）』長野市埋蔵文化財第45集、107p. 長野市埋蔵文化財センター
- 福井県編・発行（1992）『福井県史、資料編16下、条里復元図、解説編』114p.
- 金田章裕（1993a）『古代日本の景観—方格プランの生態と認識』8、311p. 吉川弘文館
- 金田章裕（1993b）『微地形と中世村落』256、11p. 吉川弘文館
- 長野市教育委員会編（1993）『石川条里遺跡（7）』長野市埋蔵文化財第57集、60p. 長野市埋蔵文化財センター
- 足利健亮（1995）『考証・日本古代の空間』288p. 大明堂
- 国立歴史民族博物館・発行（1995）『日本荘園データ 1』国立歴史民族博物館資料調査報告書6、501p.
- 群馬県高崎市教育委員会編・発行（1996）『下中居条里遺跡—都市計画道路下中居谷中線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書（1）』高崎市文化財報告書第145集、139p.、別図1
- いわき市教育委員会編・発行（1996）『荒田目条里遺跡木簡調査略報 木簡が語る古代のいわき』34p.

- 中津市教育委員会編・発行（1996）『沖代地区条里遺跡・福島遺跡東入垣地区』 1995年度中津地区遺跡発掘調査概報（Ⅷ）、中津市文化財調査報告第17集、16p.
- 中津市教育委員会編・発行（1997）『沖代地区条里遺跡（Ⅱ）・福島遺跡東入垣地区（Ⅱ）』 1996年度中津地区遺跡発掘調査概報（Ⅸ）、中津市文化財調査報告第18集、18p.
- 金田章裕（1998）『古代荘園と景観』482, 18p. 岩波書店
- 山武考古学研究所編（1998）『甘楽条里遺跡』 一般県道下高尾小幡線緊急地方道路及び地方特定道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書、46p.、図版22p.
- 高崎市教育委員会編（1998）『下中居条里遺跡Ⅱ』 都市計画道路建設に伴う発掘調査報告書（2）、高崎市文化財調査報告書第159集、21p.
- 酒井宗一郎（1998）『多摩市の郷土史』 ワープロ稿、mimeograph、386p.
- 金田章裕（1999）『古血図から見た古代日本』230p. 中央公論新社
- （財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団編・発行（1999）『外東／神田天神／大久保条里』 荒川第二調節池建設事業関係埋蔵文化財調査報告書Ⅱ、埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第224集、212p.、図版57p.
- （財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団編・発行（1999）『西富田・四方田条里遺跡』 女堀川河川改修事業関係埋蔵文化財調査報告書、埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第224集、72p.、図版21p.
- 福島市教育委員会・（財）福島市振興公社編・発行（1999）『上岡遺跡・増田条里遺構（試掘調査）』 福島市埋蔵文化財調査報告書、第130集、17p.
- 鴨川市遺跡調査会・鴨川市教育委員会編（2000）『東条地区遺跡群発掘調査報告書—ほ場整備事業（大区画）東条地区に伴う埋蔵文化財調査』 鴨川市遺跡調査会埋蔵文化財調査報告書第1集、555p.、図版161p.

表1. ベースマップとして使用した地形図データ

地 図 図 幅 名	測 図 年	図 幅 番 号	測 図 者 又 は 発 行 者
千歳西南部	大正14年7月	32-6	内務省復興局
砧西北部	大正14年7月	32-9	内務省復興局
砧西南部	大正14年5月	39-6	内務省復興局
砧	大正14年6月	40-1	内務省復興局
砧南部	大正14年6月	40-4	内務省復興局
砧南部	大正15年10月	40-4	内務省復興局
砧東南部	大正14年8月	40-5	内務省復興局
玉川北部	大正14年5月	40-6	内務省復興局
砧南端	大正14年8月	40-7	内務省復興局
玉川西部	大正12年8月	40-8	内務省復興局
玉川西部	大正14年10月	40-8	都市計画東京地方委員会 (捕測)
玉川	大正14年9月	40-9	内務省復興局
玉川東部	大正14年9月	41-7	内務省復興局
碑倉南部	大正11年3月	41-9	内務省復興局
碑倉南部	大正12年6月	41-9	都市計画東京地方委員会
大崎北部	大正11年3月	42-2	都市計画東京地方委員会
平塚北部	大正11年1月	42-4	都市計画東京地方委員会
大崎	大正11年3月	42-5	都市計画渡橋地方委員会
品川	大正11年6月	42-6	内務省復興局
平塚	大正11年1月	42-7	都市計画渡橋地方委員会
平塚東部	大正11年2月	42-8	都市計画東京地方委員会
品川南部	大正11年6月	42-9	都市計画東京地方委員会
高津西部	大正15年9月	44-3	内務省復興局
高津西南部	大正15年9月	44-6	内務省復興局
高津	大正15年9月	45-1	内務省復興局
高津	昭和2年8月	45-1	内務省復興局 (鉄道補入)
高津東部	大正15年1月	45-2	内務省復興局
高津東部	昭和2年8月	45-2	内務省復興局 (鉄道捕描)
玉川南部	大正14年9月	45-3	内務省復興局
橘西北部	大正15年11月	45-4	内務省復興局
橘北部	大正15年10月	45-5	内務省復興局
中原	大正15年9月	45-6	内務省復興局
橘	大正15年11月	45-8	内務省復興局
中原南部	大正15年9月	45-9	内務省復興局

地 図 図 幅 名	測 図 年	図 幅 番 号	測 図 者 又 は 発 行 者
玉川東南部	大正 14 年 9 月	46-1	内務省復興局
池上北部	大正 12 年 8 月	46-3	内務省復興局
池上北部	大正 14 年 10 月	46-3	都市計画東京地方委員会 (修測)
調布西部	大正 14 年 9 月	46-4	内務省復興局
調布	大正 14 年 7 月	46-5	内務省復興局
池上	大正 14 年 9 月	46-6	内務省復興局
中原東南部	大正 15 年 9 月	46-7	内務省復興局
調布南部	大正 14 年 8 月	46-8	内務省復興局
池上南部	大正 14 年 9 月	46-9	内務省復興局
池上東南部	大正 12 年 3 月	47-7	都市計画東京地方委員会
調布西部	大正 14 年 9 月	48-2	内務省復興局
矢口	大正 14 年 10 月	48-3	内務省復興局
矢口南部	大正 14 年 9 月	48-6	内務省復興局
矢口東部	大正 11 年 12 月	49-1	内務省復興局
矢口東部	大正 12 年 4 月	49-1	都市計画東京地方委員会
矢口東部	大正 14 年 10 月	49-1	都市計画東京地方委員会
蒲田	大正 11 年 12 月	49-2	内務省復興局
蒲田	大正 14 年 10 月	49-2	都市計画東京地方委員会 (修測)
大森	大正 12 年 2 月	49-3	都市計画東京地方委員会
六郷北部	大正 12 年 2 月	49-4	都市計画東京地方委員会 (修測)
六郷北部	大正 14 年 10 月	49-4	内務省復興局
蒲田南部	大正 12 年 2 月	49-5	都市計画東京地方委員会
蒲田南部	大正 14 年 6 月	49-5	都市計画東京地方委員会 (修測)
羽田西北部	大正 12 年 2 月	49-6	都市計画東京地方委員会
六郷	大正 14 年 9 月	49-7	内務省復興局
六郷	大正 15 年 10 月	49-7	内務省復興局
六郷東部	大正 12 年 2 月	49-8	内務省復興局
六郷東部	大正 14 年 10 月	49-8	都市計画東京地方委員会 (修測)
六郷東部	大正 15 年 8 月	49-8	都市計画東京地方委員会
羽田西部	大正 12 年 2 月	49-9	都市計画東京地方委員会
羽田西部	大正 14 年 10 月	49-9	都市計画東京地方委員会 (修測)
羽田西部	大正 15 年 8 月	49-9	内務省復興局
大森東部	大正 14 年 9 月	50-1	
羽田北部	大正 14 年 9 月	50-4	

地 図 図 幅 名	測 図 年	図 幅 番 号	測 図 者 又 は 発 行 者
羽田	大正 14 年 9 月	50-7	内務省復興局
羽田	大正 15 年 8 月	50-3	内務省復興局
羽田東部	大正 12 年 2 月	50-8	都市計画東京地方委員会
羽田東部	大正 15 年 8 月	50-8	内務省復興局
新田西部	大正 15 年 11 月	51-9	内務省復興局
橋西南部	大正 15 年 11 月	52-1	内務省復興局
橋南部	大正 15 年 11 月	52-2	内務省復興局
新田北部	大正 15 年 11 月	52-4	内務省復興局
新田東北部	大正 15 年 10 月	52-5	内務省復興局
新田	大正 15 年 9 月	52-7	内務省復興局
新田東部	大正 15 年 11 月	52-8	内務省復興局
日吉西南部	大正 15 年 10 月	52-9	内務省復興局
新田西南部	大正 15 年 11 月	53-3	内務省復興局
城郷北端	昭和 2 年 1 月	53-6	内務省復興局
城郷西北部	大正 15 年 11 月	53-8	内務省復興局
城郷北部	昭和 2 年 1 月	53-9	内務省復興局
新田南部	大正 15 年 2 月	54-1	内務省復興局
大綱最北部	大正 15 年 11 月	54-2	内務省復興局
旭西北部	大正 15 年 10 月	54-2	内務省復興局
新田最南部	大正 15 年 11 月	54-4	内務省復興局
大綱北部	大正 15 年 11 月	54-5	内務省復興局
旭西部	大正 15 年 12 月	54-6	内務省復興局
城郷東北部	大正 15 年 10 月	54-7	内務省復興局
大綱	大正 15 年 10 月	54-8	内務省復興局
旭西南部	大正 15 年 12 月	54-9	内務省復興局
旭北部	大正 15 年 9 月	55-1	内務省復興局
旭	大正 15 年 12 月	55-4	内務省復興局
旭東部	大正 15 年 8 月	55-5	内務省復興局
旭南部	大正 15 年 12 月	55-7	内務省復興局
川崎	大正 15 年 12 月	56-1	内務省復興局
大師西部	大正 15 年 8 月	56-2	内務省復興局
大師	大正 15 年 8 月	56-3	内務省復興局
田島北部	大正 15 年 8 月	56-4	内務省復興局
田島東北部	大正 15 年 8 月	56-5	内務省復興局

地 図 図 幅 名	測 図 年	図 幅 番 号	測 図 者 又 は 発 行 者
大師南部	大正 15 年 8 月	56-6	内務省復興局
田島	大正 15 年 8 月	56-7	内務省復興局
田島東部	大正 15 年 8 月	56-8	内務省復興局
大師東部	大正 15 年 8 月	57-1	内務省復興局
大師東端	大正 15 年 8 月	57-2	内務省復興局
羽田灯台	大正 15 年 8 月	57-3	内務省復興局
大師東南部	大正 15 年 10 月	57-4	内務省復興局
城郷西部	大正 15 年 11 月	59-2	内務省復興局
城郷	大正 15 年 12 月	59-3	内務省復興局
城郷西南部	昭和 2 年 2 月	59-5	内務省復興局
城郷南部	大正 15 年 11 月	59-6	内務省復興局
城郷東部	昭和 2 年 1 月	60-1	内務省復興局
大綱南部	大正 15 年 10 月	60-2	内務省復興局
城郷東南部	昭和 2 年 2 月	60-4	内務省復興局
大綱東南部	昭和 2 年 1 月	60-6	内務省復興局
大綱東南部	昭和 2 年 10 月	60-6	横浜市役所
鶴見西南部	昭和 2 年 1 月	61-4	内務省復興局
生麦南部	昭和 2 年 1 月	61-4	内務省復興局
生麦南部	昭和 2 年 10 月	61-4	横浜市役所
潮田南部	大正 15 年 9 月	61-6	内務省復興局
安善	大正 15 年 9 月	62-1	内務省復興局
安善東部	大正 15 年 8 月	62-2	内務省復興局
安善南部	昭和 2 年 1 月	62-4	内務省復興局
安善東南部	大正 15 年 12 月	62-5	内務省復興局
安善南端	大正 15 年 11 月	62-7	内務省復興局
保土ヶ谷西北部	昭和 2 年 3 月	64-2	内務省復興局
保土ヶ谷北部	昭和 2 年 2 月	64-3	内務省復興局
保土ヶ谷	昭和 2 年 3 月	64-6	内務省復興局

追悼

筆者 大石堪山氏は平成13年8月に病气入院され、闘病生活を送られながら研究報告書を纏めておられましたが、平成14年10月に永眠されました。

慎んで、ご冥福をお祈り申し上げます。

本研究報告書はご遺族より未完成ではありますがとお断わりの上ご提供頂いたものです。

財団といたしましては、氏の遺作として発行することに致しました。

財団法人とうきゅう環境浄化財団  
事務局

---

「た まがわちゆう かりゆうぶ多摩川中・下流部における  
たいしゆくしゃくち ずひょうげん こ だいいいかん ふくげんできけんきゅう大縮尺地図表現による古代景観の復元的研究」

(研究助成・学術研究VOL. 32—No.232)

著者 おおいし たいざん大石 堪山  
発行日 2004年3月31日  
発行 財団法人 とうきゅう環境浄化財団  
〒150-0002  
渋谷区渋谷1-16-14 (渋谷地下鉄ビル内)  
TEL (03)3400-9142  
FAX (03)3400-9141

---